

令和元年度外務省 ODA 評価

女性のエンパワーメント推進にかかる  
ODA の評価  
(第三者評価)

別冊

令和 2 年 3 月

評価主任：立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授

山形 辰史

アドバイザー：明治学院大学国際平和研究所研究員

齋藤 百合子

株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

## 別冊目次

1.	略語一覧.....	1
2.	評価の枠組み.....	4
3.	開発の視点からの評価に関するレーティングの検証項目.....	6
4.	外交の視点の検証項目.....	7
5.	目標体系図.....	8
6.	エンパワーメントの概念について ~アドバイザーによる補論.....	8
7.	ジェンダー案件について.....	9
8.	評価の対象の概況・開発動向に関するデータ.....	10
9.	日本国内における男女共同参画に関する潮流.....	23
10.	日本の ODA 政策.....	25
11.	評価結果に至る調査・分析内容.....	26
12.	現地調査日程.....	40
13.	面談先一覧.....	41
14.	現地調査写真.....	45
15.	参考文献.....	47

## 1. 略語一覧

略語	正式名称	和訳
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BMZ	Bundesrepublik Deutschland (Federal Ministry for Economic Cooperation and Development)	ドイツ連邦経済協力開発省
CEDAW	The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DFID	Department for International Development	イギリス国際開発省
DV	Domestic Violence	ドメスティック・バイオレンス(配偶者や 恋人など親密な関係にある, 又はあ った者から振るわれる暴力)
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
GAC	Global Affairs Canada	カナダグローバル連携省
GBV	Gender based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不 全症候群
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
MoALF	Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries	農畜水産省
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NAP	National Action Plan	国別行動計画
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co- operation and Development	経済協力開発機構
OVOP	One Village One Product	一村一品

略語	正式名称	和訳
OVOP フェーズ 1	Community empowerment in Issyk-Kul Oblast	イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト(2006年～2011年)
OVOP フェーズ 2	Community Empowerment Project through Small Business Promotion by One Village One Product (OVOP) Approach in Issyk-Kul region	一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト(2012年～2017年)
OVOP フェーズ 3	Project for dissemination of OVOP Issyk-Kul Model to other regions of the country	一村一品イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト(2017年～2020年)
OVOP+1	One Village One Product + 1	公益法人 One Village One Product + 1 (OVOP+1)
PEGRES	Project on Enhancing Gender Responsive Extension Services in Kenya	ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト(2014年～2017年)
PSVI	Preventing Sexual Violence in Conflict Initiative	紛争下の性的暴力防止イニシアティブ
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SGBV	Sexual and Gender Based Violence	性と性差に基づく暴力
SHEP フェーズ 1	Smallholder Horticultural Empowerment Project	小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(2006年～2009年)
SHEP UP	Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project	小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (2010年～2015年)
SHEP PLUS	Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Project for Local and Up-scaling	地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(2015年～2020年)
SIDA	Sweden International Development Agency	スウェーデン国際開発協力庁
SME	Small and Medium-sized Enterprise	中小企業
STEM	Science, Technology, Engineering and Mathematics	科学・技術・工学・数学
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議

略語	正式名称	和訳
TOR	Terms of Reference	委託事項
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (全ての人が、適切な健康増進, 予防, 治療, 機能回復に関するサービスを, 支払い可能な費用で受けられることを意味する)
UN	United Nations	国際連合
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNOPS	United Nations Office for Project Services	国連プロジェクトサービス機関
UNSCR	United Nations Security Council Resolution	国際連合安全保障理事会決議
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women	国連女性機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WASH	Water, Sanitation and Hygiene	水と衛生
We-Fi	Women Entrepreneurs Finance Initiative	女性起業家資金イニシアティブ
WPS	Women, Peace and Security	女性・平和・安全保障

## 2. 評価の枠組み

検証項目	評価内容	情報源
<b>【開発の視点からの評価】</b>		
政策の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」は、ミレニアム開発目標(MDGs)及び持続可能な開発目標(SDGs)との整合性があるか</li> <li>「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」は、他援助機関、ドナー機関の援助政策と調和しているか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省 関連報告書、MDGs/SDGs モニタリング報告書等 他ドナーの援助方針等</p> <p>【インタビュー】 外務省/JICA、国際機関、有識者</p>
日本の上位政策及び関連政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「GAD イニシアティブ」は「ODA 大綱」と整合性はあるか</li> <li>「女性の活躍推進のための開発戦略」は、「開発協力大綱」の分野別戦略として整合しているか</li> <li>「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」は、その他開発課題の施策や関係するイニシアティブと整合しているか</li> </ul>	<p>【文献調査】 ODA 大綱、開発協力大綱、開発におけるジェンダー政策、男女共同参画社会基本法・基本計画等</p> <p>【質問票調査】 在外公館</p> <p>【インタビュー】 外務省/JICA</p>
被援助国の開発ニーズとの整合性	<p>「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被援助国(一般)のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかるニーズとの整合性はあるか</li> <li>ケーススタディ対象国(キルギス、ケニア)のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかるニーズとの整合性はあるか</li> </ul>	<p>【文献調査】 MDGs 報告書等</p> <p>【質問票調査】 在外公館</p> <p>【インタビュー】 在ケーススタディ国大使館、外務省/JICA</p>
日本の優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の政策が日本の強みを活かす協力方針を示しているか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書、JICA 広報等</p> <p>【インタビュー】 外務省、JICA 等</p>
結果の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の ODA 実績額</li> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野にかかる資金協力が ODA 全体額に占める割合</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書、OECD-DAC 統計等</p>
投入の結果生み出された成果(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ODA 実績は、目標としていた ODA 額(約束)、裨益人数を達成したか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書等</p> <p>【インタビュー】 外務省、JICA 等</p>
政策の重点課題に対する短・中・長期的効果(アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の重点課題に対し、ODA はどのような効果を生み出したか</li> <li>ケーススタディ対象国(ケニア、キルギス)において、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策の重点課題及び当該国のジェンダー課題に対しどのような効果を生み出したか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書等</p> <p>【インタビュー】 ケーススタディ国在外公館/JICA 事務所、国際機関、JICA プロジェクト関係者等</p>

プロセスの適切性	策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための開発戦略の策定プロセスに、主要な関係機関・省庁及び有識者が参加していたか</li> <li>「ジェンダー平等政策・制度支援の評価」など先行する外務省の関連評価の提言は反映されているか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICAHP, 外務省による協議記録</p> <p>【インタビュー】 外務省/JICA, 有識者等</p>
	政策に基づくODA実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定された政策は外務省の国別開発協力方針, 事業展開計画や, JICA 中期目標や JICA 課題別指針等に反映されていたか</li> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策実施体制の整備・運営状況は適切であったか。</li> <li>政策に沿った案件形成～事業実施プロセスがとられていたか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書, 評価調査報告書, ケーススタディ国の開発政策等</p> <p>【質問票調査】 在外公館</p> <p>【インタビュー】 外務省, JICA, ケーススタディ国ナショナル・マシーナリー等</p>
	モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>ODA 政策の実施状況を定期的に把握するようなモニタリングが実施されていたか</li> <li>ODA 政策の実施状況を踏まえて評価・フィードバックは行われたか</li> <li>ケーススタディ国の開発ニーズ, 特にジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関するニーズを継続的に把握(政策協議, セクター別会合)していたか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省関連協議記録等, ODA タスクフォース記録文書等</p> <p>【質問票調査】 在外公館</p> <p>【インタビュー】 外務省, 在外公館/JICA 事務所等</p>
	パートナー連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策の実現にむけて実施される事業において, 他ドナー, 国際機関, 非政府組織(NGO)などと連携・協力・協調が, どのように活用されたか</li> <li>活用の結果として, 成果の発現に貢献しているか。</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICA 関連報告書, 連携先報告書等</p> <p>【インタビュー】 外務省, 在外公館/JICA 事務所等</p>
	情報公開・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内及び国際社会に対して適切に情報公開・広報がされたか</li> <li>被援助国に対して適切に広報がされたか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省/JICAHP・出版物, 新聞等</p> <p>【インタビュー】 外務省/JICA, 有識者等</p>
<b>【外交の視点からの評価】</b>			
外交的な重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための ODA は, 日本にとってどのような外交的意義があるか(国際関係, 二国間関係の強化, 地政学的位置付けでの重要性)</li> <li>ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の取組において日本はリーダーシップを発揮できたか</li> </ul>	<p>【文献調査】 外務省関連報告書, 海外における対日世論調査報告書, 外交青書, 外務省/JICAHP, 新聞等</p> <p>【質問票調査】 在外公館</p>	
外交的な波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の安定, 持続的発展にどのような影響をもたらしたか</li> <li>被援助国と日本の関係にどのような影響をもたらしたか(外交, 経済, 友好関係, 親日家の育成, 地域・国内の安定)</li> <li>国際社会における日本のプレゼンス向上に貢献したか</li> </ul>	<p>【インタビュー】 外務省/JICA, 国際機関代表部</p>	

出典: 評価チーム作成

### 3. 開発の視点からの評価に関するレーティングの検証項目

評価項目	検証項目(案)	レーティング基準
政策の妥当性	(1) 国際的な援助潮流との整合性 (2) 日本の上位政策及び関連政策との整合性 (3) 被援助国の開発ニーズとの整合性 (4) 日本の優位性	A 極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。 B 高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。 C 一部課題がある(partially unsatisfactory) 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。 D 低い(unsatisfactory) 複数の検証項目で低い評価結果であった。
結果の有効性	(1) 日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の ODA 実績(インプット) (2) 投入の結果生み出された成果。ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援政策の下公約された重点課題に対する、ODA 額、裨益人数の達成度(アウトプット) (3) 日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の重点課題に対する日本の支援の効果(アウトカム)	A 極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて高い効果が確認された。 B 高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された。 C 一部課題がある(partially unsatisfactory) 複数の検証項目で高価が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 D 低い(unsatisfactory) 複数の検証項目において効果が確認されなかった。
プロセスの適切性	(1) 政策策定プロセス (2) 政策に基づく ODA 実施プロセス (3) モニタリング・評価 (4) パートナー連携 (5) 情報公開・広報	A 極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて適切な実施が確認された。 B 高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目において適切な実施が確認された。 C 一部課題がある(partially unsatisfactory) 複数の検証項目において適切な実施が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 D 低い(unsatisfactory) 複数の検証項目において適切な実施が確認されなかった。

出典：評価チーム作成

#### 4. 外交の視点の検証項目

##### (1) 外交的な重要性

- ・ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に関する ODA(以下、当該 ODA という)が日本の国益にどのように貢献することが期待されるかその位置付け(当該 ODA が日本の国益にとってなぜ重要と言えるのか、その外交的な意義)を検証し、当該 ODA の「外交的な重要性」を評価する。
- ・当該 ODA が国際社会や地域の優先課題／地球規模課題の解決にとってどのような点で重要と言えるか(国際社会・地域の平和・安定・繁栄(以下、経済発展含む)への貢献、自由、民主主義、法の支配などの基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持への貢献)。
- ・当該 ODA が日本の平和と繁栄、日本国民(企業含む)の繁栄にとってどのような点で重要と言えるか。
- ・その他、当該 ODA が日本の外交目標／政策上、どのような点で重要と言えるか。

(参考:「ODA 評価ガイドライン(第 12 版)」)

当該 ODA は、「GAD イニシアティブ」や「女性の活躍推進のための開発戦略」で打ち出されたアプローチにより実施されてきたが、それらが ODA 大綱及び協力開発大綱に示された国際秩序の維持や国益にどのように貢献したかを、包括的に評価する。

\* 参考

- 「ODA 大綱」
- 「開発協力大綱」
- 「女性の活躍推進のための開発戦略」
- 「国別開発協力(援助)方針／事業展開計画」

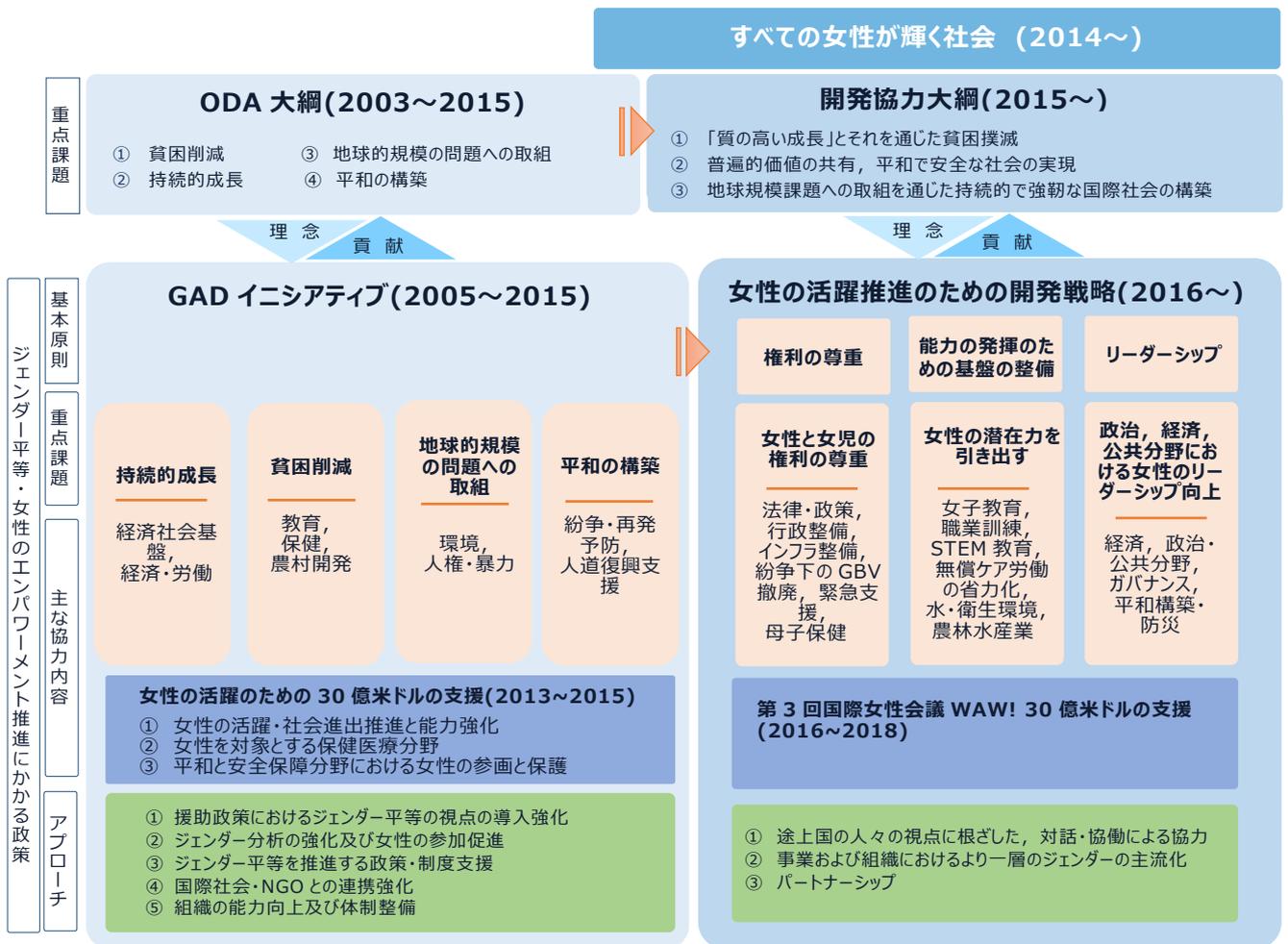
##### (2) 外交的な波及効果

評価対象となる ODA が日本の国益の実現にどのように貢献したのかを検証することで、当該 ODA の「外交的な波及効果」を評価する。

- 国際社会における日本のプレゼンス向上への貢献
  - ・国際社会における日本のプレゼンス・信頼感向上。
  - ・国際社会における日本の立場に対する理解、支持。
  - ・上記の効果を最大化するための供与のタイミングや、積極的な広報(国際社会向け広報)。
- 二国間関係の強化への貢献(ケーススタディ国及び在外公館質問票回答、その他外交青書など参考)
  - ・首脳レベルから草の根レベルに至るまで交流の活発化。
  - ・日本や日本人に対する理解、好感度の向上。親日派、知日派の拡大。訪日人数の拡大。
  - ・被援助国政府の日本に対する信頼向上(政府高官の発言などを時系列で分析)。
  - ・被援助国の政策・立場変更への影響(日本の国益に沿ったものに限る)。
  - ・被援助国で特に影響力の大きい新興ドナーとの比較で、日本のプレゼンスの相対的向上。
  - ・日本の危機(緊急災害時等)に際しての支援。
  - ・上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な広報(現地広報)。
- 日本の平和・安全、繁栄(経済発展など)への貢献(日本国民・企業の安全・繁栄含む)
  - ・日本企業・団体(特に中小企業)への裨益効果。
  - ・日本の経済への波及効果(経済成長、雇用)。
  - ・上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な広報(国内広報)など。

出典:「ODA 評価ガイドライン(第 12 版)」を基に評価チーム作成

## 5. 目標体系図



出典: 評価チーム作成

## 6. エンパワーメントの概念について ～アドバイザーによる補論

エンパワーメントは直訳すれば「力をつける」との意味である。この言葉は国際協力や開発協力の分野だけでなくジェンダーや社会福祉, 教育の分野でもよく使われるが, 明確な定義はない。開発協力の分野では, 1980年以降, 開発途上国の社会的な弱者が力をつけること, また援助者は力をつけることを側面から援助するとの意味でもちいられてきた<sup>1</sup>。しかし, 1995年の第4回国連世界女性会議の「行動要項」に「女性のエンパワーメント」が盛り込まれてから, MDGsを経てSDGsにおいても, 「女性のエンパワーメント」はジェンダー平等と併記され, 開発途上国の女性だけでなく全ての女性に焦点を当てて使用されている。

「エンパワー」の「力(パワー)」は次の4つに分類され, 使用する側の目的と「力不足/力の剥奪」の認識によって, 使い方やアプローチは少しずつ異なる。①資源や意思決定へのアクセスをコントロールする社会的影響力をもつ力(Power over), ②個人の知識や技術など人的資源に通じる能力(Power to)③人々が連帯することで発言する社会関

<sup>1</sup> 株式会社国際開発ジャーナル社(2014)「国際協力用語集 第4版」

係資本として協働する力(Power with), ④自己に内在する自尊心や自信という精神的な力(Power from within)である<sup>2</sup>。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの日本語は MDGs では「女性の地位向上」、SDGs では「能力向上」と訳されており、MDGs では①と②に力点が置かれ、SDGs では②に力点が置かれている。一方、国際協力の分野では「力をつけることであり、連帯して草の根の女性たちが自立・自助を通して自らの状態・地位を変えていくことをいう。あらゆるレベルの政策・方針決定過程に女性が参加すること、決定方式そのもののトップダウンからボトムアップへの転換は、エンパワーメントの枢要な一環である」<sup>3</sup>と①から④をカバーする概念が使用されており、目指すエンパワーメントの内容が必ずしも一致しない部分が発生している。また「力をつける」ことは、既得権益をもつ層にとって脅威となり新たな確執が生じる可能性があることから、エンパワーメントは規範概念としてではなく分析概念と用いることを原は提唱している<sup>4</sup>。

## 7. ジェンダー案件について

日本は経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)参加国であり、同機関で定められた「ジェンダーポリシーマーカー」と呼ばれるジェンダー案件分類を適用している。外務省・JICA はこの分類に準じて、実施案件をジェンダー平等主目的かジェンダー活動統合案件かに整理する。なお、ジェンダーポリシーマーカーには「要求事項」と「推奨事項」があり、外務省・JICA はこの「要求事項」に基づいて、案件を分類している。

OECD-DAC ジェンダーネットの議論では、「推奨事項」の適用は望ましいと考えられているものの、その適用可否については加盟国間でも見解や対応が分かれる<sup>5</sup>。

図表 1 JICA のジェンダー案件定義

ジェンダー分類		定義
ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 Gender Informed [GI]		ジェンダーの視点に立って、開発政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議した案件。
ジェンダー平等主目的案件	ジェンダー平等政策・制度支援案件 Gender Informed (Principal)[GI(P)]	ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナル・マシーナリー(男女共同参画や女性の地位向上のための政策策定、施策を行う国内本部機構)を含めた行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援(人材育成を含む)を主目的とする案件。
	女性を主な裨益対象とする案件 Gender Informed	女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例え

<sup>2</sup> 太田美帆 (2005) 「開発援助とエンパワーメント論の系譜」『アジア研ワールド 特集/エンパワメント再考』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, p4-9。

<sup>3</sup> 田中由美子 (2002) 「開発と女性」(WID)と「ジェンダーと開発」(GAD), 田中由美子, 大沢真理, 伊藤り編『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』, 国際協力出版局, p39。

<sup>4</sup> 原ひろ子 (1999) 「規範概念としての「エンパワーメント」と分析概念としての「エンパワーメント」」, 国立婦人教育会館『女性のエンパワーメントと開発: タイ, ネパール調査から』, 開発と女性に関する文化横断的調査研究報告書(平成6年度~10年度)。

<sup>5</sup> 評価チームによる JICA 聞き取り(2019年9月20日)

(Principal) [GI(P)]	ば貧困女性, 少数民族・先住民族女性, 難民女性, 女子児童。
ジェンダー活動統合案件 Gender Informed (Significant) [GI(S)]	プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワメントにかかる目標を直接掲げていないが, ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み込んでいる案件。
ジェンダー対象外	ジェンダー平等・貧困削減推進室との協議の結果, 案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断した案件。

出典: JICA 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室収集資料より

## 8. 評価の対象の概況・開発動向に関するデータ

### (1) 主要国首脳会議(G7 サミット), G20 でのジェンダー平等・女性のエンパワメント推進にかかる議論要点について

#### <G7 での要点>

開催年	開催地	議論要点
2015 年	エルマウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発の文脈における女性の経済的な参画支援</li> <li>2030 年までの開発途上国における職業技術教育・訓練の女性受益者数 3 分の 1 増加</li> <li>性別による労働力参加格差の 2025 年までの 25%削減</li> </ul>
2016 年	伊勢志摩	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学, 技術, 工学, 数学(STEM)分野の女性と女児の参加拡大, 国際平和及び安全保障に向けた取組に対する女性の能力強化と参加促進を謳った「女性の能力開花のためのG7行動指針」の発表</li> <li>「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ(WINDS)」の立ち上げ</li> <li>女性に対するあらゆる形態の暴力への対応強化</li> </ul>
2018 年	シャルルボア	<ul style="list-style-type: none"> <li>女児や思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進</li> <li>デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力(GBV)の撲滅</li> <li>男女の賃金格差の是正</li> </ul>
2019 年	ピアリッツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等を推進する法律の策定, 執行及びモニタリング</li> <li>紛争に関連する性的暴力の一層の防止及び対処</li> <li>女性と女児の教育及び訓練機会の増加</li> </ul>

#### <G20 での要点>

開催年	開催地	議論要点
2017 年	ハンブルク	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の雇用の質の改善</li> <li>男女間の報酬格差の減少</li> <li>女性の暴力からの保護</li> <li>女性への質の高い教育と訓練の提供</li> <li>女性への ICT や STEM 関連の訓練及び職業アクセス支援</li> <li>世銀により運営される女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)立ち上げの歓迎</li> </ul>
2018 年	ブエノスアイレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等は, 経済成長及び公正で持続可能な発展に不可欠</li> <li>労働参加率の性別格差を 2025 年までに 25%減少させるブリスベンコミットメントの達成</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性と女兒への差別・暴力をなくす取組の推進</li> <li>• STEM 及びハイテク部門への参画拡大</li> <li>• We-Fi 活動の歓迎</li> </ul>
2019 年	大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025 年までに性別による労働力参加格差を 25%減少させるブリスベンコミットメントの達成</li> <li>• 質の高い初等・中等教育, STEM 教育へのアクセス改善を含む女性と女兒の教育支援</li> <li>• 女性の管理職への登用促進</li> <li>• We-Fi の継続実施</li> </ul>

## (2) MDGs のジェンダー課題に関連する指標の 2015 年時点での達成状況

MDGs ゴール	2015 年時点でのジェンダー平等関連の成果にかかる達成状況
目標 1. 極度の貧困と飢餓の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性の方が貧困状態に陥るリスクが高い。75 か国での調査で、41 か国において、男性より女性の方が貧困状態に陥りやすい傾向が確かめられた。</li> </ul>
目標 2. 普遍的な初等教育の達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 若者の識字における男女格差は 1990 年から減り続けており、大部分の若者が読み書きできるようになっている。</li> </ul>
目標 3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大多数の開発途上地域が、初等教育レベルでのジェンダー平等を達成したが、中等及び高等教育の男女格差は依然として残っている。</li> <li>• 女性の有償雇用へのアクセスは拡大を続けているが、いくつかの地域においては 低いままである。また労働市場において、年齢や雇用状況の面で女性は依然として不利な立場である。</li> <li>• 女性の政治的代表性は向上したが、男女格差解消には程遠い。全世界の国会議員に占める女性の割合は 2000 年の 14%から 2015 年には 22%になった。</li> </ul>
目標 5. 妊産婦の健康状態の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 妊産婦死亡率は、1990 年から 2015 年の間に全世界で 4 分の 3 減少した。</li> <li>• 全世界で、技術のある保健人材が立ち会う出産は、1990 年の 59%から 2014 年には 71%以上になった。</li> <li>• 開発途上国の妊婦の半数しか、推奨される最低 4 回の産前健診を受けていない。</li> <li>• 全世界で 51%の国しか、妊産婦死亡の死因のデータを持っていない。</li> </ul>

出典: UN (2015) *The Millennium Development Goals Report 2015* を基に評価チーム作成

## (3) SDGs のジェンダー課題に関連する指標の 2019 年時点での達成状況

SDGs ゴール	2019 年時点でのジェンダー平等関連の成果にかかる達成状況
目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全世界で、極度な貧困状態に生きる女性と女兒の割合は、男性・男児よりも 4%多い。また 25 歳から 34 歳の年齢が最もジェンダー格差が大きく、この年齢の女性は男性の 25%以上も極度な貧困に陥りやすい。</li> </ul>

SDGs ゴール	2019 年時点でのジェンダー平等関連の成果にかかる達成状況
目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年のデータから、世界的に、女性は男性よりも食料危機に陥るリスクが 10%高い。</li> </ul>
目標 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年に、30 万人近くの女性が妊娠・出産により死亡した。低開発国では、技能のある保健人材の立ち合いによる出産は 61%にとどまっている。</li> </ul>
目標 4. 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>初等教育年齢の 1,500 万人の女兒と 1,000 万人の男児が未就学である。</li> </ul>
目標 5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>全世界の 15 歳から 49 歳までの女性と女兒の 18% (低開発国では 24%)が、過去 12 カ月以内に親しいパートナーから身体的もしくは性的な暴力を受けた。</li> <li>FGM が集中的に行われている 30 か国において、2017 年には 15 歳から 19 歳の女兒の 3 人に 1 人がこの害のある慣習を受けた。</li> <li>90 か国のデータによると、女性は毎日、男性の 3 倍の時間を無報酬のケア・家事労働に費やしている。</li> <li>2018 年の 69 か国のデータによると、ジェンダー平等のための予算配分を追跡する包括的なシステムを持っている国はわずか 19%しかない。</li> <li>2018 年時点で、女性は全世界の労働人口の 39% を占めているが、管理職にあるのはわずか 27% (北アフリカおよび西アジアでは 12%)である。</li> <li>全世界で、女性は議員数の 4 分の 1 しか占めていない。</li> <li>51 か国のデータによると、15 歳から 49 歳のカップルのうち、自分の意思で性的関係や避妊具・リプロダクティブヘルスサービスの利用を行えるのは 57%だけである。</li> </ul>
目標 6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>61 か国の途上国のデータによると、自宅に水のアクセスがない家庭の 80%において、女性と女兒が水汲みの責任を負っている。</li> </ul>
目標 7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年において、全世界で 30 億人の人がクリーンな調理用燃料や技術へのアクセスがない。固形燃料を用いる家庭の女兒は、燃料を集めるのに、1 週間に 18 時間もかけている。</li> </ul>
目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>93 か国のデータによると、25 歳から 54 歳までの女性は、同年齢の男性の 94%が労働市場に参加しているのに対し、55%しか参加できていない。</li> </ul>

SDGs ゴール	2019 年時点でのジェンダー平等関連の成果にかかる達成状況
目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全世界的に, 全ての研究者のうち女性が占める割合は 3 分の 1 以下である。</li> </ul>
目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 45 カ国の, 家族の再統合に関する移民政策によると, 71%が移民の配偶者やパートナーの同行について何らかの制限を設けている。</li> </ul>
目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データが入手可能な国の 70%で, スラムに住むのは女性の方が多い。</li> </ul>
目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界的に, 雇用されている女性のうち 38.7%が農林水産業で働いているが, 土地を所有している女性はわずか 13.8%である。</li> <li>• 環境分野では, 性別のデータが取られていないため, ジェンダー視点に立った効果的な政策の策定や実施に課題がある。</li> </ul>
目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し, 持続可能な形で利用する	
目標 15. 陸域生態系の保護, 回復, 持続可能な利用の推進, 持続可能な森林の経営, 砂漠化への対処, ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し, 全ての人々に司法へのアクセスを提供し, あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人身取引被害者の 4 分の 3 は女性と女兒である。</li> </ul>
目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 途上国への 1,170 億米ドルの ODA 予算のうち, ジェンダー平等主目的案件及びジェンダー活動統合案件のための予算はわずか 38%である。</li> </ul>

出典: UN Women (2019) *Progress on the Sustainable Development Goals The Gender Snapshot 2019* を基に評価チーム作成

#### (4) 海外の主要ドナーの政策・教訓及び提言リスト

##### ① 世界銀行(World Bank Group)

ジェンダー政策	「世界銀行ジェンダー戦略(2016年度～2023年度):ジェンダー平等, 貧困削減と包摂的な成長」(World Bank Group Gender Strategy (FY16-23): Gender Equality, Poverty Reduction and Inclusive Growth)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 能力:教育と保健におけるジェンダー格差の是正</li> <li>• 経済機会:女性の無償の家事労働の減少, 女性の資源や資金へのアクセスと有償の雇用の増加</li> <li>• 意思決定力:女性が, 自分自身が望む成果に到達し, 暴力にあわず, 自分の人生について決定できる力を強化。意思決定レベルにおける女性の参画と発言権の拡大。</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011年に設立された世界銀行のジェンダーと開発の諮問委員会が1年に2回会合を開き, 世界のジェンダー平等の進捗と障害について協議し, 世界銀行にフィードバックと助言を行っている<sup>6</sup>。諮問委員会のメンバーは, 世界銀行のクライアント国とドナー国の政府の上級代表, 経済開発とジェンダー平等に取り組んでいる民間セクターと市民社会のリーダー, 経済分野とジェンダーと開発分野の優れた専門家によって構成されており, 任期は2年間である。</li> <li>• 2017年までに, 国別戦略にジェンダーの観点を組み込むことを目標としていたが, 2年早く2015年までに全ての国でこの目標を達成した。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2019年度の人間開発・ジェンダー分野の貸し出し承認額は72億2,700万米ドル(国際復興開発銀行(IBRD)), 78億6千万米ドル(国際開発協会(IDA))<sup>7</sup>。</li> <li>• 2019年現在, 世界銀行プロジェクトの60%以上がジェンダー格差解消に貢献。</li> <li>• 組織内ジェンダー平等を促進し, 2019年度には全職員の半数以上が女性, 女性管理職の割合は44.1%となった。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性別データ収集の強化と政策策定への根拠の反映</li> <li>• 労働市場での性差別, ジェンダーによる賃金差, 貧弱な職場環境, 無報酬のケアの負担への取り組み</li> <li>• 女性の労働市場参画を可能にする, 安全で手ごろな価格の公共交通機関を提供するための, 戦略の改定</li> <li>• 女性起業家への財政サービスとICTへのアクセス支援</li> <li>• 全てのレベルでの女性の参画, 男性らしさとGBVへの取り組み</li> <li>• セクター横断的な方針やジェンダー平等プログラムを実施するためのジェンダー対応予算のようなツールの活用</li> </ul>
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> <li>• World Bank Group (2015) World Bank Group Gender Strategy (FY16-23): Gender Equality, Poverty Reduction and Inclusive Growth</li> <li>• 世界銀行(2019)「世界銀行年次報告 2019」</li> </ul>

## ② アジア開発銀行(ADB)

ジェンダー政策	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進実施計画 2013年～2020年」(Gender Equality and Women's Empowerment
---------	---

<sup>6</sup> World Bank Group ウェブサイト。 <https://www.worldbank.org/en/topic/gender/publication/world-bank-advisory-council-on-gender-and-development>

<sup>7</sup> 世界銀行(2019)「世界銀行年次報告 2019」

	Operational Plan, 2013-2020)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020 年戦略の分野(教育, エネルギー, 交通, 水, 他のインフラ, ファイナンス, 脆弱で紛争に影響された状況, 気候変動, 災害対応)でのプロジェクトのジェンダー主流化</li> <li>• よりジェンダー平等な運営の探求</li> <li>• ジェンダー平等を直接支援する, 試験的な革新技術の導入</li> <li>• 女性の時間の貧困を削減するための基礎インフラプロジェクト</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ジェンダー平等主目的案件の準備時のジェンダー分析実施と開始後のジェンダー行動計画作成の義務化。ジェンダー主流化案件の準備時のジェンダー要素を含む社会調査実施。</li> <li>• テーマグループとセクターグループの 2 グループから成るナレッジ局が, 5 つの地域局を横断的に監督。テーマグループに属する「ジェンダーと開発」の担当官が, 5 つの地域局それぞれに配置されている。各国で案件案が作成されると, 関連テーマグループとセクターグループが内容を精査し, ジェンダーについても確認が行われる。</li> <li>• ジェンダーと開発に関する職員研修が毎年行われ, オンラインでの研修プログラムもある。</li> <li>• ジェンダーと開発の専門家が本部及び各国事務所に配置されている。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ADB の 2016 年のジェンダー主流化案件比率は全案件中の 44%(うちジェンダー平等主目的案件は 9%)。その他何らかのジェンダー要素を含む案件は全体の 29%で, ジェンダー主流化案件と合わせると 73%が何らかのジェンダー関連案件である。またアジア開発基金事業については, 2016 年のジェンダー主流化案件比率は 51%(うちジェンダー平等主目的案件は 15%)。ジェンダー主流化案件比率の目標は, 2016 年までにそれぞれ 45%, 55%だったため, どちらも未達成であった。2012 年からの変化をみると, ジェンダー平等主目的案件が 3~5%増加しているものの, ジェンダー案件全体の比率は 7~11%の減少がみられる。</li> <li>• 2014 年~2016 年の実績のうち, ジェンダー主流化プロジェクトが多いセクターは教育, 水と他の都市インフラ・サービス, 他のインフラであり, 各セクターの 90%, 88%, 81%がジェンダー主流化案件だった。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2015 年からプロジェクト完了報告書に性別ごとのプロジェクトの貢献とジェンダー平等の結果を記載する取組が始まり, 報告書の質が向上したが, まだモニタリング及び報告書の質には改善の余地がある。</li> <li>• 各事務所がジェンダー行動計画の進捗報告を確実に実施すること。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ADB (2012) Guidelines for Gender Mainstreaming Categories of ADB Projects</li> <li>• ADB (2013) Gender Equality and Women's Empowerment Operational Plan, 2013-2020</li> <li>• ADB (2017) Gender Equality and Women's Empowerment Operational Plan (2013-2020) 2016 Performance Summary</li> </ul>

### ③ 国連女性機関(UN Women)

ジェンダー政策	「戦略計画 2018 年~2021 年」(Strategic Plan 2018-2021) 「ジェンダー平等のためのシステムワイド戦略」(System-wide Strategy
---------	---

	on Gender Parity)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにかかる包括的でダイナミックな世界的規模の規範や制度、基準が強化され実施される。</li> <li>女性がガバナンス制度を指導し、参加し、恩恵を男性と同様に享受する。</li> <li>女性の収入が保障され、質の良い仕事と経済的自立が確保される。</li> <li>全ての女性と女兒があらゆる形態の暴力を受けない生活を送る。</li> <li>女性と女兒が持続可能な平和と回復力構築に貢献し、多大なる影響を与え、災害や紛争予防から男性と同様に恩恵を受ける。</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域事務所が、各国事務所の監督や技術、方針面での支援を行うとともに、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのため UN 機関の連携を行っている。</li> <li>UN 機関全体のジェンダー平等実現のため、System-wide strategy に基づく6つの提言(1)好事例ガイドライン作成、2)提言への陰のレポート作成による市民社会との協働、3)平和維持ミッションでの女性の平和維持員、警察官の増員、4)現地ミッションでの女性職員増員のための新広報、5)女性の現地スタッフのデータベース作成、6)コミュニケーション戦略)に取り組んでいる。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年には、25プロジェクトを通じて8万2千人の受益者に760万米ドルの支援を行った。</li> <li>25か国において、女性の権利を強化すべく、44本の法律の採択、改革が行なわれた。</li> <li>54か国で1万8千人以上の裁判官に女性の人権基準について訓練を行った。</li> <li>48か国で暴力被害者の女性と女兒のための必須サービスパッケージが採用された。</li> <li>26か国で5万人以上の女性が生産資源へのアクセスとコントロールを拡大できた。</li> <li>48か国で32万5千5百人の女性と女兒が人道支援を受け、災害リスク軽減やレジリエンスに係る仕事の恩恵を受けた。</li> </ul>
上記分野における提言	<p>UN Women の活動への提言は特にないが、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野への全般的な提言は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様性を認め平等と非差別を推進する家族法の制定</li> <li>家族とジェンダー平等を支援する質の良いアクセス可能な公共サービスの確保</li> <li>適切で独立した収入への女性のアクセスの保証</li> <li>無償ケア労働の軽減</li> <li>女性への暴力の防止と対応</li> <li>移民家族と女性の権利を支援する政策と規制の実施</li> <li>ジェンダーの観点からの性別データ収集</li> <li>家族に優しくジェンダー平等を実現する法律の実施を可能にする予算の確保</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>UN Women (2017) Strategic Plan 2018-2021</li> <li>UN Women (2017) System-wide Strategy on Gender Parity</li> <li>UN Women (2019) Progress of the World's Women 2019-2020</li> <li>UN Women (2019) Annual Report 2018-2019</li> </ul>

#### ④ 国連開発計画(UNDP)

ジェンダー政策	「ジェンダー平等戦略 2018 年～2021 年」(Gender Equality Strategy 2018-2021)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女で不均衡な無償のケア労働を含む、女性の経済的エンパワーメントへの構造的な障害の排除</li> <li>GBV の防止と対応</li> <li>全ての形態での意思決定における、女性の参画とリーダーシップの推進</li> <li>危機(紛争及び災害)防止、準備、復興におけるジェンダーを考慮した戦略の強化</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等戦略実施にあたっては、理事室から始まり、局長、事務所長が遂行の責任を負っている。</li> <li>理事が議長を務めるジェンダー運営実行委員会が少なくとも年に一回開催され、ジェンダー平等戦略の実施状況をモニタリングし、組織に助言を行う。この助言には拘束性がある。</li> <li>ジェンダー平等戦略の進捗については、取締役会に年次報告を行う。</li> <li>シニアスタッフの評価にジェンダーに関する行動評価が含まれている。</li> <li>全てのプロジェクトでジェンダーの視点からの審査を行っているほか、案件形成時、提案書作成段階で成果や上位目標にどのようなジェンダーに関する事項が挙げられるか明確にし、さらに年次活動計画でもジェンダーの視点からの確認がなされている。プロジェクト提案書は、ジェンダー主流化専門家を含むジェンダーチームで審査して助言を行う。</li> <li>コンサルタントの TOR もジェンダーに関する事項を入れ込んでいる。雇用後は複数のジェンダー研修受講が義務付けられている。</li> <li>2019 年から各プロジェクトの予算のうち少なくとも 50%はジェンダー課題に特化した活動に充てることが義務付けられた。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員及びリーダー(事務所長と理事)の半数が女性となっている。</li> <li>ジェンダー平等証明制度<sup>8</sup>を 2009 年に開始し、2018 年の時点で 10 か国の 400 公共・民間企業がこの証明を得ている。またジェンダー平等の成果発揮に優れた実績を上げた事務所も認定されるため、各国事務所のモチベーションを上げ、成果発揮のための組織効率が上がり、組織全体のパフォーマンスの一貫性が向上した。</li> <li>2018 年の実績として、73 カ国で女性がリーダーシップのある意思決定権のある地位に昇進した。</li> <li>UNDP の支援で 2018 年に 1,720 万人の女性が選挙人登録を行った。</li> <li>UNDP による 2018 年の 16 カ国での復興プログラムの受益者の 59% は女性だった。</li> </ul>
上記分野における提言	<p>2015 年時点での提言は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UNDP はジェンダー平等と女性のエンパワーメントの支援を確実にするという組織的なメッセージに合わせた資源配分とプログラム形成を行うべき。また戦略の全ての結果について性別データを取ることが必要。</li> <li>戦略の重点分野について、成果にばらつきがあったことから、次戦略</li> </ul>

<sup>8</sup> 性別による賃金格差の排除、意思決定における女性の役割の増加、ワークライフバランスポリシーの開発と実施、職場でのセクシャルハラスメント撲滅、伝統的でない仕事への女性のアクセスの拡大の 5 つの分野においてジェンダー平等基準を満たした企業に与えられる証明。

	<p>の重点分野の進捗、ジェンダー開発結果の効果、質については、特別な注意を払うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2008 年から 2013 年に開発されたツールや手段をさらに改良し、内部のジェンダー平等・女性のエンパワーメントへの理解を深める。</li> <li>• UNDP は女性の課題の先のジェンダー課題に取り組みねばならない。例えば「男らしさ」の問題など。</li> <li>• 各国事務所は技術支援や能力開発におけるギャップとニーズを特定してジェンダー行動計画を作成すべきである。それらの行動計画により UNDP が活動すべき分野がわかり、各国レベルでジェンダー課題に活発に取り組んでいる他の国際連合(UN) 機関の能力に影響を与えることができる。</li> <li>• UNDP は現在、ジェンダー課題への自分たちの貢献の種類、質、効果について系統的に追跡する測定基準を持っていない。この問題を解決するために、UNDP はジェンダー課題への貢献を確認するために望ましいモニタリング、報告、評価、監査の方法を文書化すべきだ。そしてこの枠組みは国別、地域別、世界のレベルでのジェンダー平等・女性のエンパワーメントの結果を正確に追跡するために使われるべき。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• UNDP (2015) Evaluation of UNDP contribution to Gender Equality and Women's Empowerment</li> <li>• UNDP (2018) Gender Equality Strategy 2018-2021</li> <li>• UNDP (2019) Annual Report 2018</li> <li>• 評価チームによる UNDP キルギスでの聞き取り(2019 年 10 月 10 日)</li> <li>• 評価チームによる UNDP ケニアでの聞き取り(2019 年 10 月 16 日)</li> </ul>

#### ⑤ スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)

ジェンダー政策	「世界のジェンダー平等と女性・女児の権利のためのスウェーデンの開発協力戦略 2018 年～2022 年」(Strategy for Sweden's Development Cooperation for Global Gender Equality and Women's and Girls' Rights 2018-2022)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ジェンダー平等と全ての女性と女児による人権の享受のための世界的規範枠組みの実施と強化</li> <li>• 差別と、ジェンダー的偏見に基づく規範や態度の無効化</li> <li>• GBV と害のある慣習の根絶</li> <li>• 女性の権利機関、フェミニスト運動、女性の人権擁護者が独立して活動し、ジェンダー平等及び全ての女性と女児による人権の享受に貢献することへの支援</li> <li>• ジェンダー平等及び全ての女性と女児による人権の享受を推進する実施者と実施機関の安全の強化</li> <li>• 性別データとジェンダー平等研究へのアクセスと活用の増加</li> <li>• ジェンダー平等の取組への手段と能力開発の拡大</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての案件でジェンダー分析が義務化されており、そのうえで介入対象を女性にするか、ジェンダー平等を活動に統合するか、もしくはジェンダー平等について話し合いを行うかの 3 カテゴリーに分類する。</li> <li>• SIDA の各部署のジェンダー専門家とアドバイザー、ストックホルムと大使館のジェンダーフォーカルポイント(担当窓口)が一丸となって、スウェーデンの開発協力におけるジェンダー平等強化に取り組んでいる。本部には 2 名のジェンダー平等政策専門家、5 名のジェンダー平</li> </ul>

	<p>等アドバイザー，さらに複数の職員が加わった 10 名程から成るジェンダー平等ハブがあり，毎週情報共有会議を開いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ジェンダー平等に係る知見を，ジェンダー研修の実施やウェブサイトへの文献蓄積を通して，組織全体で活用。</li> <li>• SIDA は貢献管理のためのマネージメントシステム(TRAC)を有しており，プログラムオフィサーから理事まで誰もが使える。貢献評価の中に，ジェンダー平等も組み込まれている。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 援助額に占めるジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に焦点を当てた援助額の割合が，OECD-DAC 加盟国の中で最も高い国であり，2016 年の 2 国間援助の支出のうち，ジェンダー平等主目的案件への支出は全体支出の 20%，ジェンダー活動統合案件への支出は 67%。以前と比べると少しずつジェンダー平等主目的案件が増えている。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ジェンダー主流化が進んでいるとはいえ，分野や地域事務所によって取組にばらつきがあるのが課題。</li> <li>• SIDA の職員にジェンダー課題に取り組む必要性を明確に指示したり，アプローチによって実施や結果にどのような影響があるかを示したりして，SIDA の業務にジェンダー視点を組み込む。</li> <li>• 職員のジェンダー平等分野にかかるニーズや課題を掴み，レベルに合った研修の提供や，組織で保有しているジェンダー関連サービス(ツールやヘルプデスクなど)の全組織での利用を実現し，職員の能力強化を行う。</li> <li>• ジェンダー統合プランの目的が着実に進められているか，フォローアップを確実に行う。</li> <li>• 援助分析専門家グループによる他分野(環境など)の分析も行い，ジェンダー平等分野での提言がその分野独特のものなのか，SIDA の一般的な傾向なのかを知る。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Elin Bjarnegård and Fredrik Ugglå (2018) Putting Priority into Practice: Sida's Implementation of Its Plan for Gender Integration</li> <li>• Government Offices of Sweden Ministry of Foreign Affairs (2018) Strategy for Sweden's Development Cooperation for Global Gender Equality and Women's and Girls' Rights 2018-2022</li> <li>• SIDA: Our field of work Gender equality <a href="https://www.sida.se/English/how-we-work/our-fields-of-work/gender-equality/">https://www.sida.se/English/how-we-work/our-fields-of-work/gender-equality/</a> (2019 年 11 月 22 日閲覧)</li> <li>• SIDA (2017) Portfolio Overview 2016</li> <li>• SIDA (2017) How Sida Works with Gender Equality</li> </ul>

## ⑥ カナダグローバル連携省(GAC)

ジェンダー政策	「カナダ国フェミニスト国際援助政策」(Canada's Feminist International Assistance Policy)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメント</li> <li>• 人間の尊厳(保健と栄養，教育，人道活動)</li> <li>• 全ての人に恩恵のある成長(農業，グリーンテクノロジーと再生可能エネルギー)</li> <li>• 環境と気候変動へのアクション(適応，軽減，水管理)</li> <li>• 包括的なガバナンス(民主主義，人権，法律と良い統治)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和と安全保障(包括的な平和プロセスとGBVの根絶)</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等専門家・アドバイザーが案件形成段階からチームのメンバーとして、加わることが奨励されている。</li> <li>全てのプロジェクトの開始前にジェンダー分析を行うことが義務付けられている。</li> <li>GACのジェンダー平等ポリシーマーカーでは3:対象(ジェンダー平等が主目的), 2:完全統合(態度や慣習, 行動の変容など少なくとも1つの中間段階のジェンダー平等アウトカムがある), 1:部分的統合(技術, 認識, 知識など少なくとも1つのジェンダー平等アウトカムがある), 0:なし(ジェンダー平等アウトカムなし)の4段階に分類されており, おおよそ3がOECD-DACのジェンダー平等主目的案件, 2と1がジェンダー平等活動統合型案件となっている。</li> <li>The Performance Measurement Framework<sup>9</sup>にジェンダーに配慮した性別年齢別の指標を入れることが推奨されている。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>カナダもスウェーデンと同様, 全援助額に占めるジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に焦点を当てた援助額の割合が, OECD-DAC加盟国の中で非常に高い国であり, 2017年~2018年のGACの2国間国際開発プログラムの90%はジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進を主目的もしくは統合した案件。</li> <li>2017年~2020年の間に, 性と生殖に関する健康と権利のために6億5千万カナダドルの支援を行うことをコミットし, 2018年までにその30%(1億9,500万カナダドル)を実施済み。</li> <li>2015年~2020年までに母, 新生児と子の健康のための支援に35億カナダドルを約束しているが, 2018年までにその61%(21.2億カナダドル)を実施済み。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECDのPeer reviewによると, GACはフェミニスト国際協力政策の6つの優先活動分野を確実に実施するため, 職員やパートナーの実施を可能にする指示やツールを提供すべきである。</li> <li>フェミニスト国際協力政策の実施にあたり, 職員がジェンダー平等の活動を試み, 初めて導入し, リスクを取るために, 必要な技術支援にアクセスでき, 専門性を高めることを, GACは確実にすべき。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>Global Affairs Canada (2017) Canada's Feminist International Assistance Policy</li> <li>Global Affairs Canada (2019) Statistical Report on International Assistance, 2017-2018</li> <li>Government of Canada (2019) Feminist International Assistance Gender Equality Toolkit for Projects</li> <li>OECD (2018) OECD Development Co-operation Peer Reviews: Canada 2018</li> </ul>

### ⑦ ドイツ国際協力公社(GIZ)

ジェンダー政策	「ジェンダー平等のための開発戦略アクションプラン 2016年~2020年」(Development Policy Action Plan on Gender Equality 2016-2020) 「ジェンダー戦略」(Gender Strategy)
上記政策での重点	• 女性と女兒のための司法サービスアクセスと政治参加, 発言権とリーダーシップ

<sup>9</sup> The Performance Measurement Frameworkとは, GACが開発した, プログラムの実績を収集, 分析, 活用, 報告するためのツールである。

点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方開発, 農業と食糧安全保障</li> <li>• 女性と女兒への暴力</li> <li>• 武力紛争, 平和維持と移転</li> <li>• 教育</li> <li>• 十分な収入の得られる雇用と経済的エンパワーメント</li> <li>• 性と生殖に関する健康と権利を含む保健</li> <li>• 水と衛生</li> <li>• 気候変動, 災害リスク管理, 持続可能な開発, 都市と地方自治体開発</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Executive Management Committee (EMC)がジェンダー戦略実施にかかる戦略的指示を出し, 管理職が見本となる。各国事務所長はジェンダー平等が最優先課題であることを国レベルで周知し, ジェンダーオフィサーが確実に任命されるよう計らう。部門長は各分野や地球規模のプロジェクトの実施にあたり, ジェンダー平等が考慮されるよう, またジェンダーオフィサーが関わるように計らう責任を負う。プロジェクトレベルでは, その任務を与えられた職員がジェンダー平等の推進に責任を持つ。</li> <li>• 各プロジェクトにはジェンダーフォーカルポイント(担当窓口)が任命され, 各国事務所にはカントリージェンダーフォーカルポイント, セーフガードマネージャーが任命される。パートナー及び職員のジェンダー研修は, カントリージェンダーフォーカルポイントが実施する。セーフガードマネージャーはジェンダーの専門性が高い人になるが, カントリージェンダーフォーカルポイントには必ずしもジェンダーの専門性は必要ない。給与のトップアップもなく, ポジションもインフォーマルなもの。やりたい人が立候補し, 他の職員の投票で決定する。カントリージェンダーフォーカルポイントは 2 年に 1 回本部での研修を受講。また地域事務所にも複数の国を担当するジェンダーフォーカルパーソンが配置されている。</li> <li>• 各国事務所では, プロジェクト提案書作成時にジェンダー分析を行い, OECD のジェンダーマーカーをつける。セーフガードマネージャーが全てのプロポーザルの Green Climate Fund (GCF)<sup>10</sup> 及び OECD-DAC のジェンダーにかかる確認事項のチェックを行い, 事務所長が最終確認を行う。</li> <li>• 部署ごとにジェンダー平等行動ガイドラインを作成し, 組織内のネットワークで共有している。</li> <li>• 各部署のジェンダーオフィサーから成るジェンダーコーディネーショングループの会議が 8 週ごとに行われるほか, 各国事務所を含む全てのジェンダーオフィサーから成るジェンダープラットフォームの会議が半年ごとに行われ, ジェンダー戦略実施モニタリングや成果と課題の共有が行われている。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2018 年末時点で, GIZ の女性管理職はドイツで 48.6%, 海外事務所では 38.4%となった。過去 5 年間で 10.3%の増加である。</li> <li>• 2017 年の ODA 実績では, ジェンダー平等主目的及びジェンダー平等活動統合案件は全体の 39%(うちジェンダー平等主目的案件は 1%)。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OECD の Peer review によると, ドイツ連邦経済協力開発省(BMZ)はジェンダー平等主流化のコミットメントに見合った, その実施に必要な</li> </ul>

<sup>10</sup> グリーン気候基金は, 発展途上国が気候変動に対抗するための適応策と緩和策を支援するために, 資金メカニズムの運営組織として国際連合枠組条約の枠組みの中で設立された基金

	なりリーダーシップ、資金、ツールを配分しなければならない。
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbH (2012) Gender Strategy</li> <li>• Federal Ministry of Economic Cooperation and Development (2016) Development Policy Action Plan on Gender Equality 2016-2020</li> <li>• OECD (2015) OECD Development Co-operation Peer Reviews: Germany 2015</li> <li>• OECD (2019) Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Charts</li> <li>• 評価チームによる GIZ キルギスでの聞き取り(2019年10月10日)</li> </ul>

### ⑧ 米国国際開発庁(USAID)

ジェンダー政策	「ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進政策」(Gender Equality and Female Empowerment Policy)
上記政策での重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 資源、富、経済的、社会的、政治的、文化的な機会とサービスへの、アクセスとコントロールにおけるジェンダー不平等を減らす。</li> <li>• GBV を減らし、個人やコミュニティへの悪影響を緩和する。</li> <li>• 女性や女兒が自分たちの権利に気づき、自分の人生の成果を決定し、家庭やコミュニティ、社会での意思決定に影響を与えられるよう、女性と女兒の能力を向上させる。</li> </ul>
ジェンダー平等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Automated Directives System (ADS)により、国別戦略やプロジェクトを形成する際に、職員がジェンダー分析を行うことを求められている。なお、ジェンダー分析は全てのプロジェクトの計画時に義務付けられており、分析結果はプロジェクト責任者とジェンダーアドバイザーと一緒に確認するようなシステムになっている。</li> <li>• 正確なモニタリング・評価を行うために、性別、年齢別データの収集、男女の役割に関する明確な質問、意図された、もしくは意図されなかった肯定的なあるいは否定的なインパクトの確認、プロジェクト開始時とプロジェクト終了時での主要なジェンダーギャップの変化が追える指標の作成が求められている。</li> <li>• 実施機関にもモニタリング・評価計画書を提出させているが、項目の一つにジェンダーを入れている。</li> <li>• ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに係る年次報告書を作成している。</li> <li>• ミッションや現地事務所は、ジェンダーにかかる派遣者規則の更新、運営計画の予算にジェンダー課題が反映されていること、ジェンダー指標が計画・結果報告書で報告されること、職員が確実にジェンダー研修を受けることに責任を負う。同様に、地域事務所、主要部局、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント課、人事課等関係部署の責務が、ジェンダー戦略で定められている。</li> <li>• 全職員は入社から 6 か月以内のジェンダーのオンライン研修受講が義務付けられている。またモニタリング・評価の担当者も同様のオンライン研修受講が義務付けられている。ジェンダー専門官も上級のジェンダー研修受講が必須。オンライン研修を受けると昇進に必要なポイントをためることができるので、職員のインセンティブになっている。全てのパートナーにはジェンダーのオンラインコース受講が推奨されている。</li> <li>• 事務所予算が年間 1 億米ドル以上の国には、フルタイムのジェンダー</li> </ul>

	<p>専門官が配置されることになっているが、事務所予算が小さい国は、ワシントン本部や他国事務所から支援を派遣してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー専門官には、ワシントン本部での研修や、地域でのほかのジェンダー担当官との1週間の研修もある。またワシントン本部にセクタージェンダースペシャリストがおり、相談できる体制になっている。</li> </ul>
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年に、米国の支援によるGBV対応サービスを受けた人の数は505万人。</li> <li>2018年に、米国の支援により改訂された性と性差に基づく暴力(SGBV)の予防・対応を向上させるための法律は56本。</li> <li>GBVの予防・対応のための活動を組み込んだNGOやほかの実施機関によるプロジェクトの割合は35.77%。</li> <li>2018年の、生産的な経済資源(財産、債券、収入や雇用)へのアクセス向上のための米国支援プログラムへの女性の参加率は50.39%。</li> <li>2018年に人口、難民、移民局が、GBVの予防と対応として5,150万ドルの支出を義務付け。</li> </ul>
上記分野における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員へのジェンダー研修が義務付けられているが、実際には50%の受講率のため、改善が必要。</li> <li>各部署にフォーカルポイント(担当窓口)を配置しているが、ジェンダーにかかる職務がTORに入っていない場合があり、拘束性がない。プログラムごとにジェンダーアドバイザーをつけることを戦略に入れるとよい。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD (2016) OECD Development Co-operation Peer Reviews: United States 2016</li> <li>USAID (2012) Gender Equality and Female Empowerment Policy</li> <li>United States Department of State &amp; USAID (2018) FY 2018 Annual Performance Report</li> <li>評価チームによるUSAIDキルギスでの聞き取り(2019年10月9日)</li> <li>評価チームによるUSAIDケニアでの聞き取り(2019年10月16日)</li> </ul>

## 9. 日本国内における男女共同参画に関する潮流

日本では1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づいて、男女共同参画推進が行われてきた。同法の下作成される「男女共同参画基本計画」は、2000年に第1次計画が策定され、以降、5年ごとに改定されている。現在は「第4次男女共同参画基本計画」(2015年～)の実施中となる。同基本法では、国際的協調を、男女共同参画社会の実現に向けた柱の一つに掲げており、第4次基本計画においても、「第12分野・男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」を重点分野として示し、その目標として「男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮」を掲げている。

また、2013年に発表した日本再興戦略において、成長戦略の柱として、女性の活躍促進を掲げた。これ以降、すべての女性が輝く政策パッケージ発表(2014年)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)制定(2015年)が続き、日本国内における女性の活躍推進に向けた取組が進んでいる。

2013年に安倍総理大臣が発表したジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に向けた30億米ドルの支援約束や2014年の国際女性会議WAW!開始、2016年の「女

性の活躍推進のための開発戦略」及び 30 億米ドル超の支援約束は、こうした日本国内の流れと連動して行われてきたと言えよう。

図表 2 主要な国内の男女共同参画に関する事項

年	事項
1999 年	「男女共同参画社会基本法」制定 (2000 年以降 5 年毎に男女共同参画基本計画を策定)
2001 年	内閣府に男女共同参画局設置
2001 年	内閣に男女共同参画推進本部設置
2001 年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)制定
2005 年	「GAD イニシアティブ」発表
2013 年	日本再興戦略発表 (成長戦略の柱としての女性の活躍促進)
2013 年	DV 防止法改定(2004 年, 2007 年に次ぐ 3 次改正)
2013 年	国連総会一般討論演説での 30 億米ドル超の支援約束
2014 年	すべての女性が輝く政策パッケージ発表
2014 年	内閣に女性の輝く社会づくり推進室設置
2014 年	国際女性会議(WAW!: World Assembly for Women)開始
2014 年	国際女性会議 WAW!での 420 億円の教育分野支援
2015 年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)制定
2015 年	すべての女性が輝く社会づくり本部による, 女性活躍加速のための重点方針 2015 発表(以降毎年発表)
2016 年	「女性の活躍推進のための開発戦略」発表, 30 億米ドル超の支援約束, 5,000 人の女性行政官の能力強化, 5 万人の女子の教育環境整備

注: 網掛け部分は ODA 政策及び支援約束の発表に関する事項

出典: 内閣府男女共同参画室ウェブサイト及び外務省ウェブサイトを基に評価チーム作成

また、「男女共同参画社会基本法」下に毎年策定されている男女共同参画基本計画(5 年ごとに策定)における国際協力の取扱いは以下のとおりである。

図表 3 男女共同参画基本計画における国際協力の取扱い

基本計画	重点分野	項目
第 3 次男女共同参画基本計画(2010 年~2015 年)	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	男女共同参画の視点に立った国際貢献
第 4 次男女共同参画基本計画(2016 年~2021 年)	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

出典: 内閣府「男女共同参画基本計画」を基に評価チーム作成

## 10. 日本の ODA 政策

### <国別協力重点方針との整合性>

毎年発表される日本の開発協力重点項目において、ジェンダー課題に関する取扱いは徐々に変化している。2013 年には国際社会の議論を踏まえて、というやや消極的な印象だが、同年に発表した公約の実施を自信に換えて 2014 年以降、徐々に日本の優位性を踏まえた取組の具体性が増していることが確認できる。

図表 4 開発協力重点方針におけるジェンダー課題への取組

年	各年の重点事項と、ジェンダー課題に関する記載状況
2013年	重点事項:①自由で豊かで安定した国際社会を実現する ODA, ②新興国・途上国と日本が共に成長する ODA, ③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化する ODA ③において、「国際社会において女性の社会進出促進支援や女性の役割強化等が主要課題として議論されていることも踏まえ、ODA 全般にわたり、ジェンダー主流化を図る「ジェンダーと開発イニシアティブ」を一層推進していく」と記載
2014年	重点事項:①日本にとって好ましい国際環境を作るための ODA, ②新興国・途上国と日本が共に成長する ODA, ③新興国・途上国と日本が共に成長する ODA ③において、「女性のエンパワーメントとジェンダー主流化促進」を掲げ、「女性が輝く社会」の実現に向け、女性の社会進出推進のための女子就学率向上や職業訓練、母子保健関連サービスの拡充や看護人材の育成、紛争影響国における女性の生計向上支援や人身取引被害者の保護等に取り組むとともに、ジェンダー主流化を推進し、2013年から3年間で30億米ドル超という支援公約を着実に実施する」と記載。
2015年	重点事項:①普遍的価値の共有、国際社会の平和と安定に向けた協力, ②開発途上国と日本の経済成長のための 戦略的な開発協力の充実, ③人間の安全保障の推進, ④戦略的なパートナーシップの構築 ①において、「ジェンダー平等と人権の確保」を掲げ、「女性が輝く社会」の実現に向け、開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し、女性が安心して暮らせる社会をつくるため、女性の活躍・社会進出のための能力強化支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の促進を通じた女性の医療アクセスの改善等を支援する。また、平和と安全保障分野においては、紛争の影響下において女性に配慮したコミュニティ開発支援や人身取引被害者の保護と予防に関する支援を行う。」と記載。
2016年	重点事項:①国際社会の平和と安定のための環境整備と普遍的価値の共有, ②グローバルな課題への対処と人間の安全保障の推進(SDGs の実施推進), ③途上国とともに「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献 ②において、「ジェンダー(女性の保護と能力強化)」を掲げ、「女性が輝く社会」の実現に向け、開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し、女性が安心して暮らせる社会をつくるため、女性の活躍・社会進出のための能力強化支援、UHC の促進を通じた女性の医療アクセスの改善支援、紛争や自然災害の影響下にある女性に配慮したコミュニティ開発協力等を行う。また、新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する。」

2017年	<p>重点事項:①国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び普遍的価値の共有, ②SDGs 達成に向けたグローバルな課題への対処と人間の安全保障の推進, ③途上国とともに「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献</p> <p>②において,「女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)」を掲げ,「女性の活躍推進のための開発戦略」を踏まえ,女性に配慮したインフラ整備や STEM 分野を含む女性教育支援, 平和構築, 防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う</p>
2018年	<p>重点事項, 及びジェンダーに関する記述は 2017 年から変更なし。</p>

出典: 外務省(2013-2018)「開発協力重点方針」を基に評価チーム作成

## 11. 評価結果に至る調査・分析内容

### (1) 在外公館質問票調査結果概要

実施期間: 11月1日発出 11月25日締め切り

回答受領数/送付数: 75公館/99公館

質問概要:

<p>&lt;開発の視点からの評価に関する質問項目&gt;</p> <p>① 政策の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被援助国政府におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発政策上の優先度</li> </ul> <p>② 結果の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013～2018年に取り組んだジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援</li> <li>好事例と考えられている案件の紹介</li> </ul> <p>③ プロセスの適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の対被援助国開発協力方針等におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進の取扱</li> <li>在外公館のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための取組状況</li> <li>ODA ジェンダー担当官の組織内認知と活躍状況</li> <li>ODA ジェンダー担当官の活動に対する日本側の支援体制</li> <li>被援助国におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる援助機関(国際機関・他ドナー)との連携状況</li> </ul> <p>&lt;外交の視点からの評価に関する質問項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外交的な好事例の具体例</li> </ul>
--

本文に情報を記していない質問項目について, 以下に回答を付す。

#### a. 政策の妥当性に関する質問に対する回答

2016年の「女性の活躍推進のための開発戦略」発表により, ジェンダー主流化に進展が見られたかとの質問には, 24公館において進展があったと回答, 12公館が特になしと回答, 39公館からは不明との回答であった。これは, 回答者が2016年に外務省に勤務していなかった可能性もある。

進展があった公館では, 具体的に, 案件形成段階でのジェンダー視点の取組がなさ

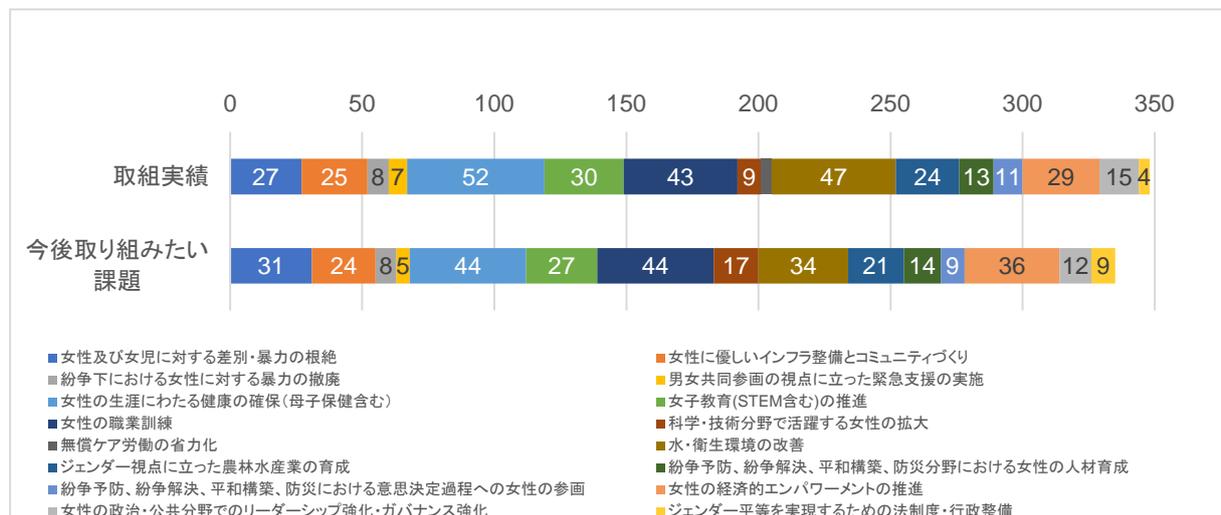
れるようになった(23 件), 案件実施段階でのジェンダー視点の取組(6 件), 案件のフォローアップ時の取組(5 件)などが挙げられた。他方で, ジェンダー主流化が進展しなかった理由としては, ジェンダー課題よりも優先度の高い課題があった(8 件), 協力要請がなかった(6 件), ジェンダー視点の反映の仕方が分からなかった(3 件)という意見があった。

#### b. 結果の有効性に関する質問に対する回答

2013 年～2018 年に取り組んできたジェンダー課題と, 今後取り組みたいと考えているジェンダー課題について質問した。回答は以下のとおり。

尚, 無償のケア労働については今後取り組みたい課題という回答がなかった。ジェンダー視点の反映の仕方が分からないことも一つの要因と考えられる。ジェンダー案件実施促進のためには, 好事例の共有が有効であるとの記述回答もあった。

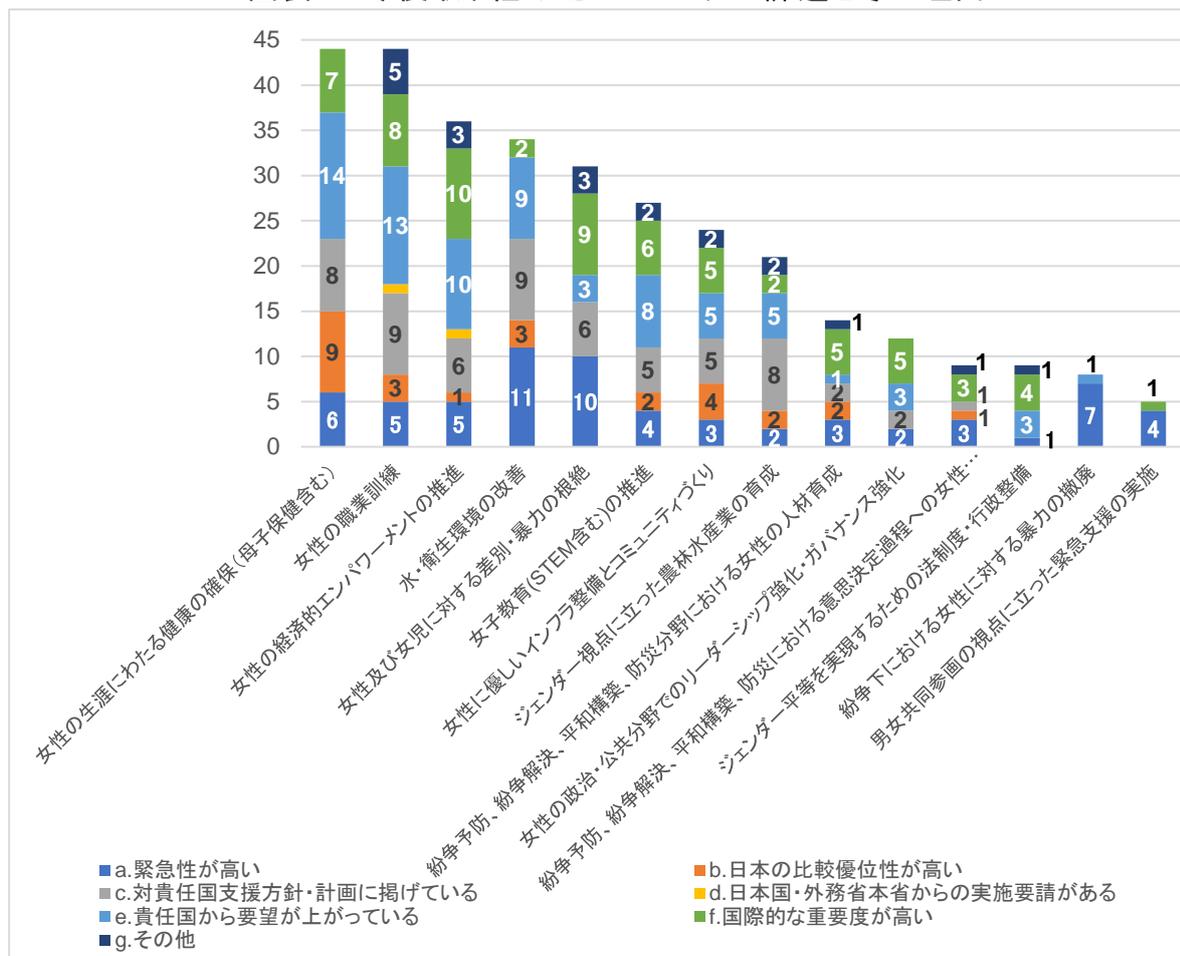
図表 5 これまで取り組んできたジェンダー課題と今後取り組みたいジェンダー課題



注: 有効回答数 75, 複数回答可

出典: 在外公館アンケート調査より評価チーム作成

図表 6 今後取り組みたいジェンダー課題とその理由



注: 有効回答数 75, 複数回答可  
 出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

c. プロセスの適切性に関する質問に対する回答

被援助国に対する国別開発協力量針や事業展開計画などへの、ジェンダー平等・女性のエンパワメント推進にかかる ODA 政策に沿った取組の記載状況

図表 7 日本の ODA 政策関連資料別のジェンダー関連記載状況

ODA 政策関連資料	記載あり	記載なし	合計
国別分析ペーパー <sup>11</sup>	26	49	75
国別開発協力量針	26	49	75
事業展開計画	37	38	75
その他	2	73	75

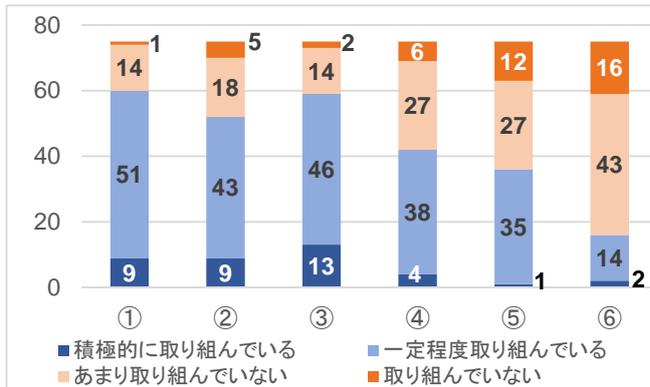
注: 有効回答 75 公館  
 出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

在外公館 ODA ジェンダー担当官に求められている役割の実践状況について、在外

<sup>11</sup> JICA 国別分析ペーパー、国別開発協力量針策定の基礎となる情報を整理したもの。評価チームによる JICA からの聞き取り(2019 年 11 月 28 日)によると、国別分析ペーパーのフォームにジェンダーに関する記載が義務化されたのは最近(2-3 年前)のことであるとのこと。

公館アンケート調査の結果を図表 7 に記す。

図表 8 ODA ジェンダー担当官の役割の実践状況

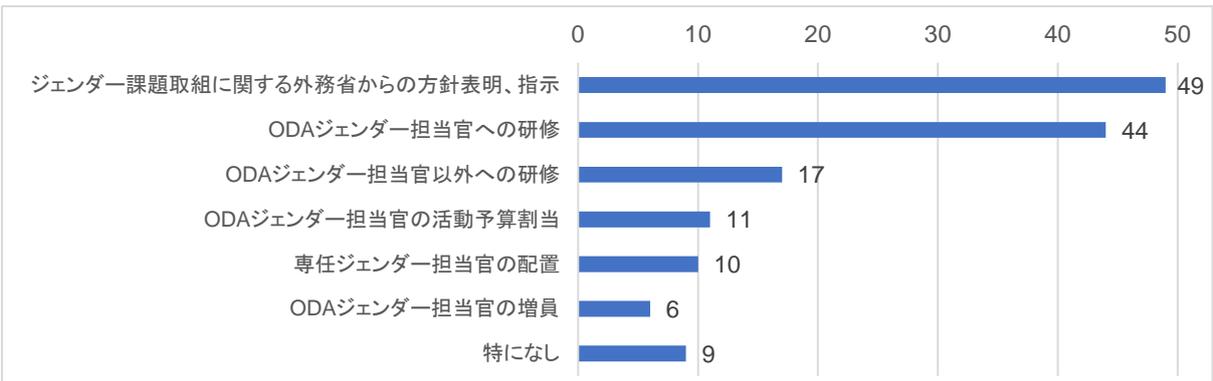


- ＜ODA ジェンダー担当官の役割＞
- ① 責任国のジェンダー課題及び日本の取組状況の把握
  - ② 責任国のジェンダー課題に取り組む関係者(ジェンダー省, 国際機関, 他ドナー, NGO など)とのネットワークの構築
  - ③ ジェンダー平等に資する案件の発掘
  - ④ 貴在外公館内の意識向上
  - ⑤ 現地 ODA タスクフォース, 責任国政府との政策協議, 他ドナーとの援助協調会合等を利用して, ジェンダー平等の問題・視点を議論の論点に加えるよう提起
  - ⑥ 上記に関する取組状況及びジェンダー案件の好事例や教訓の本省への定期的報告

注 1: 有効回答数 75。  
 注 2: 役割については右囲み①～⑥を参照。  
 出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

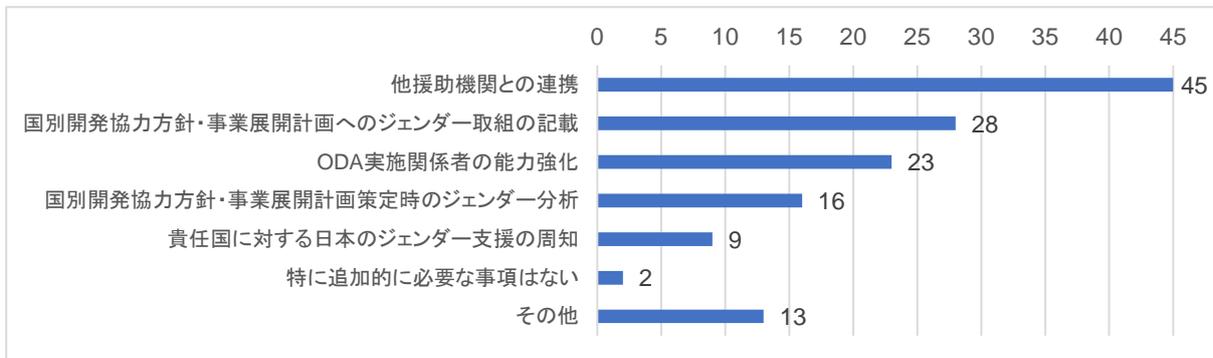
ODA ジェンダー担当官の取組を促進させるために必要な措置として, 以下の図表に記す項目が挙げられた。

図表 9 ODA ジェンダー担当官の取組を強化するために必要な措置



注: 有効回答数 75, 複数回答可  
 出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

図表 10 ジェンダー案件を促進するために必要な取組



注: 有効回答数 75, 複数回答可  
 出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

## (2) インプットの分析

図表 11 日本の ODA 支出総額に占めるジェンダー案件の割合における国際比較

年	2013		2014		2015		2016		2017	
	ジェンダー案件	順位								
DAC メンバー合計	34.0%		33.4%		35.4%		36.0%		36.5%	
オーストラリア	55.6%	8	56.6%	8	54.1%	8	72.0%	4	49.5%	12
オーストリア	30.3%	17	30.0%	18	42.4%	14	42.3%	14	42.8%	14
ベルギー	61.4%	4	63.1%	4	65.2%	5	58.9%	6	64.7%	6
カナダ	56.1%	6	58.5%	6	64.0%	6	66.4%	5	80.2%	3
チェコ共和国	28.9%	18	19.9%	20	13.9%	24	16.6%	26	71.8%	5
デンマーク	42.0%	14	52.0%	11	59.5%	7	45.7%	12	38.4%	17
フィンランド	47.0%	10	47.6%	14	45.0%	12	51.2%	9	59.7%	7
フランス	17.9%	23	12.2%	24	20.9%	21	25.6%	22	21.7%	25
ドイツ	48.4%	9	45.8%	15	45.0%	13	43.2%	13	41.5%	16
フランス	80.6%	2	75.9%	3	71.6%	4	25.4%	23	20.7%	26
アイスランド	83.4%	1	80.6%	2	86.1%	2	85.7%	1	78.6%	4
アイルランド	43.6%	13	48.7%	13	79.0%	3	84.0%	3	87.1%	1
イタリア	39.9%	15	60.2%	5	29.5%	18	39.8%	15	50.9%	11
日本	18.8%	21	16.5%	22	21.6%	20	28.8%	19	25.7%	23
韓国	8.6%	26	11.6%	25	11.8%	26	12.0%	27	10.5%	27
ルクセンブルグ	20.4%	19	30.5%	17	33.2%	16	33.5%	17	28.1%	22
オランダ	44.8%	12	51.0%	12	48.9%	11	54.4%	7	58.1%	8
ニュージーランド	55.7%	7	52.1%	10	53.9%	9	53.7%	8	54.8%	9
ノルウェー	30.5%	16	32.3%	16	32.0%	17	29.9%	18	28.9%	21
ポーランド	1.8%	28	1.3%	28	1.8%	28	2.6%	28	2.2%	28
ポルトガル	13.0%	24	14.6%	23	20.0%	22	26.7%	20	30.4%	20
スロバキア	6.7%	27	4.6%	27	1.9%	27	36.7%	16	41.9%	15
スロベニア	9.2%	25	9.5%	26	12.5%	25	19.5%	25	36.0%	19
スペイン	44.8%	11	57.4%	7	40.2%	15	48.8%	11	48.6%	13
スウェーデン	80.1%	3	83.6%	1	87.7%	1	84.4%	2	86.2%	2
スイス	18.2%	22	16.6%	21	16.2%	23	24.2%	24	37.6%	18
イギリス	58.4%	5	54.8%	9	51.7%	10	50.9%	10	53.6%	10
アメリカ	19.5%	20	25.0%	19	23.4%	19	26.0%	21	24.5%	24

出典：OECD database を基に評価チーム作成（データ取得 2019 年 12 月 2 日）

(3) アウトカムの分析

図表 12 評価対象期間における「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」及び「JICA 事後評価年次報告書」に挙げられている好事例集

ジェンダー分類	案件名	被援助国	ODAスキーム	GAD イニシアティブ(2005年～2015年)			
				貧困削減	持続的成長	地球的規模の問題への取組	平和の構築
2013年							
ジェンダー平等 主目的案件	人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト	タイ	技プロ			人権及び暴力 ・被害者中心主義の視点に立った人身取引被害者保護の改善	
	人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト	ベトナム	技プロ			人権及び暴力 ・人身取引被害者の保護や自立に向けた取組の改善	
	人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト	ミャンマー	技プロ			人権及び暴力 ・人身取引の被害予防と社会復帰のためのホットラインの運営体制の整備	
	母子保健改善事業(保健・人口・栄養セクター開発プログラム)(フェーズ1)/母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2	バングラデシュ	有償/技プロ	保健分野 ・熟練介助者による出産介助率上昇 ・妊婦検診数と施設分娩数の増加 ・乳幼児のいる母親の利他心の向上			
	ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト	ネパール	技プロ				紛争予防, 再発予防 ・ジェンダー主流化の

							視点に立った政策、 制度強化
	ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2	カンボジア	技プロ		<u>経済・労働分野</u> ・女性の家計管理能力の改善 ・女性の意思決定権の向上 ・女性の季節的出稼ぎの減少	<u>人権及び暴力</u> ・家庭内暴力の減少	<u>紛争予防, 再発予防</u> ・女性省のジェンダー主流化の視点に立った政策立案能力強化
	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2	パレスチナ	技プロ	<u>保健分野</u> ・周産期ケアの質向上 ・保健医療施設間の妊産婦情報共有体制向上			
	ケツアルテナンゴ県, トニカバン県, ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト	グアテマラ	技プロ	<u>保健分野</u> ・乳児死亡率の減少 ・施設分娩率増加 ・新生児死亡率や妊産婦死亡率減少			
ジェンダー活動統合案件	小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト	ケニア	技プロ	<u>農村開発分野</u> ・男女共同営農の実施 ・女性の再生産労働の軽減 ・収益の倍増			
	一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト	キルギス	技プロ		<u>経済・労働分野</u> ・女性の経済活動への参加 ・女性の家庭内での地位向上 ・女性の活動範囲の拡大		

	技術教育改善プロジェクト	パキスタン	技プロ	教育分野 ・安心して通える学習環境整備 ・技術短期大学女性の就学状況改善			
	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	インド	有償		インフラ分野 ・女性の活動範囲の拡大 ・女性の就業機会の拡大		
	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業	バングラデシュ	有償		経済・労働分野 ・女性の就業機会の拡大 ・女性の生計向上 ・女性の自尊心向上		
	地方部中学校拡充事業	モロッコ	有償	教育分野 ・地方部中学校の女性就学率向上			
	第四次初等教育施設整備計画	モンゴル	無償	教育分野 ・教育環境の改善			
	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	ブルキナファソ	無償	農村開発分野 ・重労働(水汲み)の軽減による就労, 就学時間の増加			
	地方道路整備事業	モロッコ	有償		インフラ分野 ・女子の中等就学率向上		
2014年							
ジェンダー平等主目的案件	アフガン女性警官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上	アフガニスタン	国別研修			人権及び暴力 ・女性警官のGBVへの対応能力強化	

						・女性警官の自己肯定感の向上	
	パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ3	ヨルダン	技プロ		経済・労働分野 ・女性の起業, 就業機会の拡大 ・女性の生計向上		人道支援 ・難民支援
ジェンダー活動統合案件	未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト	アフガニスタン	技プロ	教育分野 ・女性行政官の高等教育機会提供			
	バングラデシュ北部総合開発事業	バングラデシュ	有償		経済・労働分野 ・女性の就業機会の拡大 ・女性の生計向上 インフラ分野 ・市場の整備による女性の活動範囲の拡大		
	金融包摂を通じた条件付現金給付制度(CCT)受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト	ホンジュラス	技プロ		経済・労働分野 ・女性の家計管理, 貯蓄行動の実践による生計向上		
2015年							
ジェンダー活動統合案件	ポリオ撲滅事業(フェーズ2)	パキスタン	有償	保健分野 ・ポリオ撲滅への貢献 ・女性の病気になった家族への介護負担の軽減			
	包括的中核都市行政強化事業	バングラデシュ	有償		インフラ分野 ・街頭整備による女性の活動範囲の拡大		

	中西部地方給水計画	マラウイ	無償	保健分野 ・衛生面の改善	インフラ分野 ・水汲み時間短縮 ・女性の村落活動への参加		
--	-----------	------	----	-----------------	------------------------------------	--	--

女性の活躍推進のための開発戦略(2016年～)

ジェンダー分類	案件名	被援助国	ODAスキーム	女性と女兒の権利の尊重	女性の潜在力を引き出す	政治, 経済, 公共分野における女性のリーダーシップ向上
2016						
ジェンダー平等 主目的案件	シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画	パキスタン	無償		女子教育の推進・強化 ・女子の就学環境の整備 ・女子の就学率の向上	
ジェンダー活動 統合案件	ダッカ都市交通整備事業(Ⅱ)	バングラデシュ	有償	女性に優しいインフラ整備 ・安心できるバス通学, 通勤		女性の経済的エンパワメント推進 ・女性の就業機会の拡大
2017						
ジェンダー平等 主目的案件	プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト	パキスタン	技プロ	女性の生涯にわたる健康の確保 ・乳幼児の予防接種率改善 ・女性ヘルスワーカーの発言力向上 ・父親の意識, 行動変容		
ジェンダー活動 統合案件	北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト	ウガンダ	技プロ		男女共同参画の視点に立った農村開発 ・女性農家の能力強化による収入向上 ・男女の役割分担の見直し ・家族の栄養改善	

	小規模インフラ整備事業 (Ⅱ)	スリラン カ	有償	女性に優しいインフラ整備 ・施設分娩の向上 ・女性の公共サービスへの アクセス改善	
--	--------------------	-----------	----	--	--

注: ODA スキームについては、無償: 無償資金協力, 有償: 有償資金協力, 技プロ: 技術協力プロジェクトの略

注: 年は協力開始年度に準ずる

出典: JICA ジェンダー主流化推進年次報告書(2013~2018 年)及び JICA 事後評価年次報告書(2013~2018 年) を基に評価チーム作成

#### (4) プロセスの適切性に関わる分析

図表 13 キルギス・ケニアにおける開発協力実施プロセスのまとめ

		キルギス	ケニア
実施体制	ODA タスクフォースの設置及び開 催	設置している。 要望調査の段階で、ODA タスクフォースがジェ ンダー分類を振り分けている。	設置している。 要望調査のプロセスに合わせて開催する。 要望調査の段階で、ODA タスクフォースがジェンダ ー分類を振り分けている。 その他、2 週間に 1 度日本学術振興会(JSPS)、独立 行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)、JICA、大使 館による合同会議を開催し、被援助国の開発課題に 関する意見交換等を行っている。
	日本国大使館における ODA ジェン ダー担当官の配置	1 名配置している。 担当者は政治・経済・開発協力担当の二等書記 官。	1 名配置している。 担当者は農業セクター・草の根無償資金協力担当の 一等書記官。
	外務省から ODA ジェンダー担当官 への支援	「女性の活躍推進のための開発戦略」発表の公 電と共に、ODA ジェンダー担当官の役割につい て記載の資料が配布された。	外務省が実施した赴任前研修に、地球規模課題総 括課からのジェンダーに関するセミナーが含まれて いた。
	JICA 事務所におけるジェンダー責 任者及び担当者の配置	ジェンダー責任者 1 名、担当者 2 名配置してい る。	ジェンダー責任者 1 名、担当者 3 名配置している。さ らに体制強化のため、現地スタッフも担当者として 2 名配置している。

	JICA 本部から JICA ジェンダー責任者及び担当者への支援	ジェンダー責任者会議およびジェンダー担当者会議が例年実施されており、ジェンダーと開発分野における近年の潮流、JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状と課題や取組み方針等について情報提供がある。また、現地スタッフ向けジェンダー研修も例年実施されており、同様の内容に加えて、ジェンダー分析等について情報提供がある。	ジェンダー責任者会議およびジェンダー担当者会議が例年実施されており、ジェンダーと開発分野における近年の潮流、JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状と課題や取組み方針等について情報提供がある。また、現地スタッフ向けジェンダー研修も例年実施されており、同様の内容に加えて、ジェンダー分析等について情報提供がある。
事業実施プロセス	「女性の活躍推進のための開発戦略」発表に際する外務省から日本国大使館/JICA 本部から JICA 事務所への伝達	日本国大使館：公電による共有があった。 JICA 事務所：JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室から伝達があった。	日本国大使館：公電による共有があった。 その後 ODA タスクフォースに対する遠隔セミナーが行われた。 JICA 事務所：JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室から伝達があった。
	国別分析ペーパーへの女性のエンパワーメント推進に係る被援助国の開発ニーズ・課題の反映	2012 年策定(2019 年度内の改定予定)。 教育・経済活動に関する状況を中心に、ジェンダーに関する記載がある。	2018 年策定。 2017 年の大統領選後、Big4 が表明されたタイミングで更新した。Big4 において、「UHC」が重点分野の 1 つとなっていることが反映されている。
	国別援助方針及び計画へのジェンダー視点の反映	2012 年策定。 2019 年度の JCAP 改定後、国別援助方針も改定する予定。本改訂で「保健」を新たな分野として加えるが、どのようにジェンダー課題を記載するかについては現時点では未定。	2012 年策定(2020 年中に改定予定)。 本改定で Big4 の内容は反映させる。ジェンダー課題を個別の開発協力の柱として打ち立てる予定はないが、ジェンダー課題に対する取組は分野横断的に継続して取り組む予定。
	被援助国政府との政策協議	協力要請や政策協議の窓口である財務省と協議している。 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる協力要請はない。日本国大使館から積極的にジェンダー案件の実施を働きかけることもしていない。	協力要請や政策協議の窓口である財務・計画省と協議している。

	被援助国のナショナル・マシーナリーとの協議・連携	協議や連携は特に行っていない。 ナショナル・マシーナリーである労働社会開発省は、日本の ODA に関する情報を把握していない。一村一品イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト(OVOP フェーズ 3)についても活動は知っているが、ジェンダー案件とは認知していなかった。	協議や連携は特に行っていない。 ナショナル・マシーナリーである公共サービス・青年・ジェンダー省は、アフリカ開発会議(TICAD)への参加経験はあるものの、日本の ODA に関する情報を持っておらず、地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS)についても認知していなかった。
	日本国大使館における ODA ジェンダー担当官の役割実践	ODA ジェンダー担当官は、積極的な取組の必要性を認識していなかったため、特段担当官としての役割を実践していなかった。	ODA ジェンダー担当官は、担当分野以外におけるニーズを把握し、そこにジェンダー視点を入れ込む作業は余力的に困難であると感じている。結果、情報収集は担当である農業分野に偏りがちになっている。
	JICA 事務所と JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室との連携	案件形成における事前協議時にジェンダー平等・貧困削減推進室に必ず回付し、助言をもらう体制が整っている。また、ジェンダー課題に関する疑問や質問がある場合は、ジェンダー平等・貧困削減推進室に相談できる体制である。	新規案件の事業事前評価表は必ずジェンダー室のコメント・確認を受けている。
モニタリング	被援助国政府のニーズの継続的把握	基本的に窓口である財務省とのやり取りを通してニーズの把握に努めている。 個別の案件に関しては、各担当省庁とやり取りをしている。	基本的に窓口である財務・計画省とのやり取りを通してニーズの把握に努めている。 個別の案件に関しては、各担当省庁とやり取りをしている。
現地ドナー・国際機関との連携	現地他ドナー・国際機関との協議	UNDP, 国連児童基金(UNICEF), UN Women 等国連機関内部でジェンダーに関する会議を定期的に開催しており、不定期に外部も招待している。しかし、日本国大使館も JICA 事務所も参加したことはない。 一方で、毎月現地ドナー・国際機関の代表者が特定のテーマについて意見交換を行う「Development Partners' Coordination Council」が開催されており、日本国大使館から	各国大使や国際機関の事務所長が集まる「開発パートナー・グループ」の定期会合が開催されており、その下のテーマ別ワーキング・グループが設置されている。その 1 つとして在ケニアカナダ高等弁務官事務所が議長を務めるジェンダーのワーキング・グループが月 1 回開催されているが、日本国大使館も JICA 事務所も参加していない。

		も国際機関連携案件を担当している専門調査員が出席している。	
広報	日本国民への広報	<p>広報活動を行っている。</p> <p>日本国大使館は、2019年に21回、2018年に15回、草の根資金協力の贈与協定式や機材引き渡し式など式典の前後にプレスリリースを発行している。これらプレスリリース作成時には、①地域にある特産品の売り出し、②その過程での女性のエンパワーメントという期待される効果について記載している。</p> <p>なお、これらはホームページにも掲載している。</p>	<p>広報活動を行っている。</p> <p>日本国大使館は主に案件の開始及び終了時に広報活動をしており、日常の案件実施に関する広報は案件実施者が行っている。</p>
	被援助国国民への広報	<p>広報活動を行っている。</p> <p>日本国大使館はプレスツアーを行っている。女性の社会進出などで積極的に紹介されている。OVOP フェーズ3については、地域経済振興における女性の地位向上計画という位置付けである。日本の戦略をキルギス政府や関係機関に伝える機会としては、キルギス在外公館のホームページに掲載している。</p>	<p>広報活動を行っている。</p> <p>JICA 事務所の Facebook ページがあり、イベントがあった時を中心に日本語、英語両方で取組を発信している。</p>

注: Big4 とは、ケニアの第三期中期計画(2018年～2022年)に先駆けてウフル・ケニヤッタ大統領が打ち出した4つの重点経済政策(「食料・栄養安全保障」、「手頃な住宅へのアクセス改善」、「製造業の振興」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」)のこと

出典: JICA(東・中央アジア部, アフリカ部), キルギス及びケニアにおける日本国大使館, JICA 事務所, キルギス労働社会開発省, ケニア公共サービス・青年・ジェンダー省の聞き取り調査を基に評価チーム作成

## 12. 現地調査日程

日付	曜日	時間	訪問先	宿泊地		
10月6日	日	12:15	成田発 →(モスクワ経由)	機内		
10月7日	月	4:55	→ ビシュケク着	ビシュケク		
		10:30-12:00	在キルギス日本国大使館			
		14:00-15:00	JICAキルギス共和国事務所			
10月8日	火			A班:ビシュケク B班: カラコル		
		時間	A班		時間	B班
		11:00-12:30	国連児童基金 (UNICEF)		8:00-11:00	ビシュケク→イシククリ州移動
		12:30-15:30	資料整理		11:00-12:00	ショーブラク村 (Shor Bulak) イシククリブランドフェルト作業所視察
15:30-17:00	労働・社会開発省	14:00-15:00	クッキーづくり作業所視察			
10月9日	水	9:30-11:30	米国国際開発庁 (USAID)	9:00-12:00	OVOP+1事務所及び製造所視察 ・羊毛草木染工房 ・シーバクソングジュース製造工房 ・ジャム製造工房 ・無印良品納品用工房 (検品、在庫管理含む) ・OVOP+1事務所	
		11:30-14:00	資料整理	13:00-14:00	OVOPショップ	
		14:00-15:15	経済省	14:30-17:00	フェルト組合女性 (OVOP+1事務所にて)	
10月10日	木	9:00-10:30	国連開発計画 (UNDP)	10:30-11:30	イシククリ州→ビシュケク移動	
		10:30-15:00	資料整理	11:30-12:30	タスマ村 (Tasma) 石鹸工房	
		15:00-16:00	ドイツ国際協力公社 (GIZ)	12:30-14:00	タスマ村 (Tasma) フェルト作業所視察	
				14:00-17:30	イシククリ州→ビシュケク移動	
10月11日	金	9:00-9:30	在キルギス日本国大使館	ビシュケク		
		10:00-11:00	環境森林保全庁			
		14:30-15:30	人材育成奨学計画研修生			
10月12日	土	10:00-11:00	一村一品センター	ビシュケク		
		17:00-18:30	評価チーム内会議			
10月13日	日	10:10	ビシュケク発 → (イスタンブール経由)	機内		
10月14日	月	3:25	ナイロビ着	ナイロビ		
		10:00-13:00	在ケニア日本国大使館			
		14:00-15:00	JICAケニア事務所			
		15:30-17:30	SHEP PLUS総括			
10月15日	火	11:00-12:00	公共サービス・青年・ジェンダー省	ナイロビ		
		14:30-15:30	農畜水産省			
10月16日	水	9:00-10:00	国連開発計画 (UNDP)	ナイロビ		
		11:30-12:30	米国国際開発庁 (USAID)			
10月17日	木	7:30-10:30	ナイロビ→キリニャガカウンティ移動	ナイロビ		
		10:30-11:30	キリニャガカウンティ政府			
		12:00-13:30	キリニャガ東サブカウンティのSHEP PLUS対象農家グループ			
		14:30-15:30	ムエア東サブカウンティオフィス (職員及びPEGRES対象農家グループ)			
		15:30-18:00	ムエア東サブカウンティ→ナイロビ移動			
10月18日	金	10:00-11:20	国連女性機関 (UN Women)	ナイロビ		
		14:00-15:00	財務・計画省			
10月19日	土	午前	資料整理	機内		
		16:35	ナイロビ発 → (ドバイ経由)			
10月20日	日	17:35	成田着			

### 13. 面談先一覧

#### 【国内】

日本関係機関	
外務省	国際協力局地球規模課題総括課 首席事務官
外務省	国際協力局地球規模課題総括課 経済協力専門員
外務省	総合外交政策局 女性参画推進室 課長補佐
JICA	社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 室長
JICA	社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 副室長
JICA	農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム 主任調査役
JICA	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課
JICA	農村開発部 農業・農村開発 第一グループ 第四チーム
JICA	国際協力専門員(農業開発・農村開発)
JICA	アフリカ部 アフリカ第一課 企画役/課長補佐
JICA	アフリカ部 アフリカ第一課 主任調査役
JICA	シニア・ジェンダー・アドバイザー
JICA	国際協力専門員(ジェンダーと開発)
有識者	
上智大学	名誉教授
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン	理事

#### 【キルギス】

日本関係機関	
在キルギス日本国大使館	特命全権大使
在キルギス日本国大使館	参事官
在キルギス日本国大使館	二等書記官 政治・経済・開発協力担当
JICA キルギス共和国事務所	所員 ビジネス分野担当
JICA キルギス共和国事務所	所員 事業開発担当
キルギス中央政府機関	
労働・社会開発省	Head of the Department of Gender issues
労働・社会開発省	Chief Specialist of Gender Department)
労働・社会開発省	Chief Specialist of the Employment Promotion Department
経済省	Head of Regional Development Department
経済省	Head of Monitoring and Expertise Division, Department of economic policy
経済省	Department of Entrepreneurship Policy

環境森林保全庁	Head of Economic strategy Division
環境森林保全庁	Head of the Professional Union of Agency
環境森林保全庁	Chief of the International cooperation Department
環境森林保全庁	Leading specialist of Forest systems development Department
環境森林保全庁	Leading specialist of the International cooperation Department
環境森林保全庁	Leading specialist of International cooperation Department
人事院	Chief Specialist of Education and International Relations
<b>JICA プロジェクト関係者</b>	
OVOP フェーズ 3	チーフアドバイザー
OVOP フェーズ 3	業務調整
OVOP+1 <sup>12</sup>	最高経営責任者
OVOP+1	ビジネス促進
OVOP+1	財務マネージャー
OVOP+1	スタッフ
OVOP+1 フェルト製品 組合	フェルト製品組合リーダー
OVOP+1 フェルト製品 組合	フェルト製品組合メンバー 2名
<b>ドナー・国際機関</b>	
USAID	Project Management Specialist of Democracy and Governance Office
USAID	Project Management Specialist
UNICEF	Deputy Representative
UNICEF	Education Officer (JPO)
UNICEF	UNV Program Support Officer
UNICEF	Program (Health & Nutrition) Specialist
GIZ	Public Relations Professional/ Country Gender Focal Point
UNDP	Project Officer
UNDP	Communications Officer
UNDP	Gender Mainstreaming Specialist
UNDP	Monitoring & Evaluation Officer
UNDP	Programme Associate, Programme Oversight and Support Unit

<sup>12</sup> OVOP+1 は非収益事業として商品開発、品質改善、サプライチェーンの構築等ビジネスロジスティックの役割を担う公益法人

【ケニア】

<b>日本関係機関</b>	
在ケニア日本国大使館	特命全権大使
在ケニア日本国大使館	一等書記官
JICA ケニア事務所	次長
JICA ケニア事務所	所員
<b>ケニア中央政府機関</b>	
公共サービス・青年・ジェンダ ー省	Deputy Director Gender, State Department of Gender Affairs
公共サービス・青年・ジェンダ ー省	Senior Assistant Director, State Department of Gender Affairs
公共サービス・青年・ジェンダ ー省	Principal Gender Officer, State Department of Gender Affairs
公共サービス・青年・ジェンダ ー省	Gender Officer, State Department of Gender Affairs
農畜水産省	Gender Officer of Gender Unit, State Department for Crop Development and Agriculture Research
農畜水産省	Assistant Director of Agriculture, Directorate of Agricultural Policy Research and Regulations
農畜水産省	Agriculture and Food Authority, Horticultural Crop Directorate (Farmer Group Empowerment & Gender Mainstreaming, SHEP PLUS カウンターパート)
財務・計画省	Resource Mobilization Department, the National Treasury
財務・計画省	Intern, the National Treasury
<b>ケニア州政府機関</b>	
キリニャガカウンティ政府	County Director of Agriculture
キリニャガカウンティ政府	County Crop Officer
キリニャガカウンティ政府	Sub County Agricultural Officer
キリニャガカウンティ政府	Sub County Desk Officer
キリニャガカウンティ政府	Ward Agriculture Extension Officer
キリニャガカウンティ政府	Group Facilitator
ムエアサブカウンティ農業局	Sub County Crops Development Officer
<b>JICA プロジェクト関係者</b>	
SHEP PLUS	チーフアドバイザー
SHEP PLUS	業務調整
SHEP PLUS 裨益農民グループ	裨益農民グループメンバー 27 名
PEGRES 裨益農民グループ	裨益農民グループメンバー 3 名
<b>ドナー・国際機関</b>	
UNDP	Deputy Resident Representative (Programme)

UNDP	Team Leader, Partnerships and Communications
UNDP	Gender Specialist, Project Manager in Strengthening electoral processes
UNDP	HIV Focal Point
USAID	Gender and Inclusivity Specialist, Strategic Planning and Analysis Office
USAID	Development Outreach and Communications Specialist
USAID	Deputy Office Chief, Strategic Planning and Analysis Office
USAID	Program Management Specialist (Nutrition), Gender Point and Contact – Economic Growth and Integration Office
UN Women	UN Women Country Director
UN Women	Programme Analyst, Peace & Security
UN Women	Monitoring and Evaluation Specialist
UN Women	Team leader, Governance Unit

14. 現地調査写真  
キルギス現地調査写真



労働・社会開発省 面談風景  
キルギスのジェンダー政策及び主なパートナーについて説明を受ける。



経済省 面談風景  
「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」のカウンターパート機関から、協働内容やプロジェクトがもたらした効果について説明を聞く様子。



OVOP+1 イシククリブランド フェルト作業所視察  
品質・安全管理の行き届いた作業所で、各メンバーは自分のライフスタイルに合わせて作業を進める。



タスマ村(Tasma)石鹼工房視察  
6名で活動する本女性グループは2009年に結成。今では収入を管理し、一部を工場の設備投資に充てられるようになった。



フェルト組合女性グループリーダー聞き取り風景  
OVOP+1のメンバーとして働き始めて3年目のアイセルさん(中央)は4人の母。各種訓練を通し、手芸技術も習得できたと語る。



環境森林保全庁 面談風景  
OVOPアプローチを応用した「林産品による地方ビジネス開発プロジェクト」によるインパクトを説明する職員。

## ケニア現地調査写真



**SHEP PLUS 面談風景**  
カウンターパートのジェンダー担当者(右端)からジェンダー研修とジェンダー分析ツールの説明を受ける。



**農畜水産省 面談風景**  
当該省庁のジェンダーオフィサー(右端)は SHEP 及び PEGRES のアプローチを熟知している。



**UNDP 面談風景**  
UNDP の戦略計画及びジェンダー平等・女性のエンパワーメントに係るプログラムについて、各担当者から説明を受ける。



**キリニャガカウンティ農業局 面談風景**  
SHEP 対象農家向けに実施したジェンダー研修は、コンセプトが分かりやすく、農家の反応が良かったと当時の様子を語る職員。



**キリニャガ東サブカウンティの SHEP PLUS 対象農家グループ ディスカッション風景**  
ジェンダー分析によって、時間を有効に使えるようになった。夫婦で仕事を分担できるようになったという意見が多かった。



**キリニャガ東サブカウンティの SHEP PLUS 対象農家グループ**  
収入向上の結果、その資金を活用して新たに建てられた鶏小屋と鶏。このように、生活向上を実感している対象農家は多い。

## 15. 参考文献

### 【日本語文献】

- 外務省(2000)「女性と開発(WID)イニシアティブ」
- 外務省(2005)「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」
- 外務省(2012)「対キルギス共和国 国別援助方針」
- 外務省(2012)「対ケニア共和国 国別援助方針」
- 外務省(2013)「紛争下の性的暴力防止に関する宣言(仮訳)」
- 外務省(2013-2018)「開発協力重点方針」
- 外務省(2015)「女性・平和・安全保障に関する行動計画(2015-2018)」
- 外務省(2015)「平和と健康のための基本方針」
- 外務省(2015)「平和と成長のための学びの戦略～学び合いを通じた質の高い教育の実現～」
- 外務省(2015)「仙台防災枠組 2015-2030(仮訳)」
- 外務省(2015)「開発協力大綱」
- 外務省(2015)「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(仮訳)」
- 外務省(2016)「女性の活躍推進のための開発戦略」
- 外務省(2018)「対ケニア共和国 事業展開計画」
- 外務省(2018)「対キルギス共和国 事業展開計画」
- 外務省(2019)「女性・平和・安全保障に関する第2次行動計画(2019-2022)」
- 国際協力機構(2009)「パキスタン国 技術教育改善プロジェクト実施協議報告書」
- 国際協力機構(2011)「ケニア国 JICA 国別分析ペーパー」
- 国際協力機構(2013-2016)「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」
- 国際協力機構(2013)「キルギス国 JICA 国別分析ペーパー」
- 国際協力機構(2013)「事業事前評価表 要約版(ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト)」
- 国際協力機構(2013-2018)「事業評価年次報告書」
- 国際協力機構(2014)「事業事前評価表 要約版(地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS))」
- 国際協力機構(2015)「事業事前評価表 要約版(林産品による地方ビジネス開発プロジェクト)」
- 国際協力機構(2016)「事業事前評価表 要約版(一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト)」
- 国際協力機構(2017)「終了時評価調査 結果報告 ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」
- 国際協力機構(2017)「終了時評価調査報告書 (ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト)」
- 国際協力機構(2018)「ケニア国 JICA 国別分析ペーパー」

国際協力機構(2019)「2018 年度(平成 30 年度)業務実績等報告書」  
国際協力機構(2019)「JICA 事業におけるジェンダー主流化(2018 年度)」  
世界銀行(2019)「世界銀行年次報告 2019」  
専門家業務完了報告書(2017)「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」  
女性・平和・安全保障に関する行動計画評価委員会(2017-2019)「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」  
内閣府(2010)「第 3 次男女共同参画基本計画」  
内閣府(2015)「第 4 次男女共同参画基本計画」  
内閣府(2018)「共同参画」2018 年 12 月号 (W20(Women 20)について)

【英語文献】

ADB (2012) *Guidelines for Gender Mainstreaming Categories of ADB Projects*  
ADB (2013) *Gender Equality and Women's Empowerment Operational Plan, 2013–2020*  
ADB (2017) *Gender Equality and Women's Empowerment Operational Plan (2013–2020) 2016 Performance Summary*  
ADB (2019) *2018 Development Effectiveness Review*  
BMZ (2016) *Development Policy Action Plan on Gender Equality 2016 – 2020*  
Bjarnegård, E. and Ugglå, F. (2018) *Putting Priority into Practice: Sida's Implementation of Its Plan for Gender Integration*  
Equal Measures 2030 (2019) *Harnessing the power of data for gender equality Introducing the 2019 EM203 SDG gender index*  
Federal Ministry of Economic Cooperation and Development (2016) *Development Policy Action Plan on Gender Equality 2016-2020*  
GIZ (2012) *Gender Pays Off! Gender Strategy*  
GIZ (2014) *Guidelines on designing a gender-sensitive results-based monitoring (RBM) system*  
Global Affairs Canada (2017) *Canada's Feminist International Assistance Policy*  
Global Affairs Canada (2019) *Statistical Report on International Assistance, 2017-2018*  
Government Offices of Sweden Ministry of Foreign Affairs (2018) *Strategy for Sweden's Development Cooperation for Global Gender Equality and Women's and Girls' Rights 2018–2022*  
International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank (2016) *Results and Performance of the World Bank Group 2015*  
National Council for Sustainable Development of the Kyrgyz Republic (2013) *National Sustainable Development Strategy for the Kyrgyz Republic*  
National Council for Sustainable Development of the Kyrgyz Republic (2018)

*National Development Strategy of the Kyrgyz Republic*

OECD (2014) *Development Co-operation Peer Reviews: Japan*

OECD (2015) *OECD Development Co-operation Peer Reviews: Germany 2015*

OECD (2016) *OECD Development Co-operation Peer Reviews: United States 2016*

OECD (2018) *OECD Development Co-operation Peer Reviews: Canada 2018*

OECD (2019) *Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Donor Charts*

OECD (2019) *Development Cooperation Peer-Reviews Sweden 2019*

OECD (2019) *Social Institutions and Gender Index, SIGI 2019 Global Report Transforming Challenges into Opportunities*

SIDA (2017) *How Sida Works with Gender Equality*

SIDA (2017) *Portfolio Overview 2016*

SIDA (2018) *Putting Priority into Practice: Sida's Implementation of its Plan for Gender Integration*

SIDA (2019) *Evaluation at SIDA Annual report 2018*

The Resolution of the Government of Kyrgyz Republic (2012) *National Strategy of the Kyrgyz Republic on Achievement of Gender Equality until 2020*

The Government of the Republic of Kenya (2008) *Vision 2030*

The Government of the Republic of Kenya (2013) *Second Medium Term Plan (2013-2017)*

UN (2015) *The Millennium Development Goals Report 2015*

UN (2019) *The Sustainable Development Goals Report*

UNDP (2000) *Human Development Report 2000*

UNDP (2002) *Results Based Management Concepts and Methodology*

UNDP (2010) *Human Development Report 2010*

UNDP (2015) *Evaluation of UNDP contribution to gender equality and women's empowerment*

UNDP (2015) *The Millennium Development Goals Report 2015*

UNDP (2016) *Human Development Report 2016*

UNDP (2016) *Africa Human Development Report 2016*

UNDP (2018) *Gender Equality Strategy 2018-2021*

UNDP (2018) *Human Development Indices and Indicators 2018 Statistical Update*

UNDP (2019) *Annual Report 2018*

United Nations Economic and Social Council, Commission on the Status of Women -Fifty-eighth session (2014) *Gender equality and the empowerment of women in natural disasters*

UNFPA, etc., (2015) *The Egypt Economic Cost of Gender-Based Violence Survey (ECGBVS) 2015*

UN Women (2017) *Strategic Plan 2018-2021*

UN Women (2017) *System-wide Strategy on Gender Parity*

UN Women (2018) *Turning promises into action: gender equality in the 2030 agenda for sustainable development*

UN Women (2019) *Progress on the Sustainable Development Goals The Gender Snapshot 2019*

UN Women (2019) *Progress of the World's Women 2019-2020*

UN Women (2019) *Annual Report 2018-2019*

USAID (2012) *Gender Equality and Female Empowerment Policy*

United States Department of State & USAID (2018) *FY 2018 Annual Performance Report*

World Bank Group (2006) *Gender equality as smart economics: a World Bank Group gender action plan - fiscal years 2007-10*

World Bank Group (2015) *World Bank Group Gender Strategy (FY16-23): Gender Equality, Poverty Reduction and Inclusive Growth*

World Bank Group (2018) *Unrealized Potential: The High Cost of Gender Inequality in Earnings*

World Economic Forum (2015) *The Global gender Gap Report 2015*

World Economic Forum (2018) *The Global Gender Gap Report 2018*

#### 【ウェブサイト】

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000084019.pdf>

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160265.pdf>

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160314.pdf>

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_004124.html#section6](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_004124.html#section6)

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000512668.pdf>

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000271290.pdf>

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000424875.pdf>

外務省 [https://www.g20.org/jp/documents/main\\_point.html](https://www.g20.org/jp/documents/main_point.html)

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/engagementgroups/>

外務省女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000493147.pdf>

国際協力機構 「ジェンダー視点を取り入れた好事例(商業・観光 キルギス)」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/practice/commerce.html>

国際協力機構 「ジェンダー視点を取り入れた好事例(農林水産 ケニア)」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/practice/agricul.html>

国際協力機構 [https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/about\\_MDGs.html](https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/about_MDGs.html)  
国際協力機構 「農業・農村開発とジェンダー 教材」  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdu2c-att/material\\_all.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdu2c-att/material_all.pdf)  
経済産業省 ESG 投資  
[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/esg\\_investment.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html)  
G20 大阪サミット「エンゲージメント・グループ」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/engagementgroups/>  
Government of Canada [https://www.international.gc.ca/world-monde/funding-financement/gender\\_equality\\_toolkit-trousse\\_outils\\_egalite\\_genres.aspx?lang=eng&\\_ga=2.53243112.135494313.1574584613-1573399314.1565235176#tool\\_6](https://www.international.gc.ca/world-monde/funding-financement/gender_equality_toolkit-trousse_outils_egalite_genres.aspx?lang=eng&_ga=2.53243112.135494313.1574584613-1573399314.1565235176#tool_6)  
Government of Canada 'Feminist International Assistance Gender Equality Toolkit for Projects'  
[https://www.international.gc.ca/world-monde/funding-financement/gender\\_equality\\_toolkit-trousse\\_outils\\_egalite\\_genres.aspx?lang=eng&\\_ga=2.53243112.135494313.1574584613-1573399314.1565235176](https://www.international.gc.ca/world-monde/funding-financement/gender_equality_toolkit-trousse_outils_egalite_genres.aspx?lang=eng&_ga=2.53243112.135494313.1574584613-1573399314.1565235176)  
SIDA <https://www.sida.se/English/partners/methods-materials/human-rights-based-approach-at-sida/>  
SIDA '*Our field of work Gender equality*' <https://www.sida.se/English/how-we-work/our-fields-of-work/gender-equality/>  
UN Women <https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/in-focus/sdgs>  
Women 20 Germany <http://www.w20-germany.org/the-w20/documents/>  
W20 Japan <https://w20japan.org/index.html>